

令和7年度
自己点検評価書
(令和6年度の活動に関する自己点検)

令和7(2025)年12月

羽衣国際大学

目 次

令和7年度 羽衣国際大学 自己点検・評価

日本高等教育評価機構が定める認証評価第4サイクルの基準に基づく点検

基準 1. 使命・目的

1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映	1
------------------------	---

基準 2. 内部質保証

2-1 内部質保証の組織体制	8
2-2 内部質保証のための自己点検・評価	8
2-3 内部質保証の機能性	9

基準 3. 学生

3-1 学生の受入れ	13
3-2 学修支援	15
3-3 キャリア支援	17
3-4 学生サービス	19
3-5 学修環境の整備	20

基準 4. 教育課程

4-1 単位認定、卒業認定、修了認定	23
4-2 教育課程及び教授方法	23
4-3 学修成果の把握・評価	26

基準 5. 教員・職員

5-1 教育研究活動のための管理運営の機能性	29
5-2 教員の配置	31
5-3 教員・職員の研修・職能開発	31
5-4 研究支援	32

基準 6. 経営・管理と財務

6-1 経営の規律と誠実性	35
6-2 理事会の機能	36
6-3 管理運営の円滑化とチェック機能	38
6-4 財務基盤と収支	39
6-5 会計	43

令和7年度 羽衣国際大学 自己評価・評価
日本高等教育評価機構が定める認証評価第4サイクルの基準に基づく点検

基準1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

→使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。

使命・目的等を学則に定め、簡潔に文章化し「BE the ONE! “かけがえのない存在”たれ!」を標語として、ホームページ・大学案内・キャンパスガイドブック等で学内外に周知している。

学生への周知については、キャンパスガイドブック(毎年新入生全員と全教職員に配布)等に明示するほか、入学式、ガイダンス等でも学長、教職員から繰り返し言及されている。特に、自校愛を育む観点から、新入生には入学手続き時に同封される手引きへ記載するとともに、入学後の学生生活ガイダンスにおいて職員が上記を読み上げ、建学の精神及び使命・目的の周知、理解に努めている。また、独自の試みとして、毎年全学生を対象にして行っている「羽衣教養検定」という教養知識を問う学内検定試験において、建学の精神と使命・目的に関する設問を5問作成するなど、多面的な手法で学生への浸透を図っている。更に、初年次の必修科目である「大学入門ゼミナール」では、学園のルーツと建学の精神について詳しい説明が行われている。

教職員へは、上述のとおりキャンパスガイドブックを配布することで周知を行っている。新規採用の教職員に対しては着任の際に説明会を開催し、建学の精神、使命・目的、人材養成の目的、三つのポリシーを記載した文書を渡し、幹部教職員から説明を行い、周知徹底を図っている。

役員へは、会議などでの情報発信を通じて、本学の使命・目的を意識してもらうよう働きかけている。学外関係者への周知については、既述のとおり、ホームページに明記し、本学の使命・目的等の教育方針の周知に努めている。

なお、使命・目的に係る標語として策定した「BE the ONE!かけがえのない存在たれ!」は、大学正門前にボードに記載して掲げ、学生、教職員、外部からの来客の目に触れるようにしている。

②中期的な計画への反映

→使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。

本学では、18歳人口の減少を視野に入れつつ、平成25(2013)年度から新しい学部・学科設置の検討に入ったが、法人全体としては、高等学校・中学校の改革(男女共学化、耐震対策を含む校舎整備)を優先させることとし、大学では現行の学部・学科の下でコース制の見直しを行い、使命・目的、人材養成目的に沿った更なる教学の充実に取り組む「第Ⅱ期中期計画」(平成28年度～令和2年度)を平成27(2015)年度に策定した。

同計画では、使命・目的に沿って「学生の成長度（=大学の教育力）が最も高い大学として社会的評価を得る」ことを最終目標とし、「学生第一主義 All for Students」を行動指針として、4つの重点政策（教育 改革力、学生支援力、組織・マネジメント力、情報分析・発信力）の下に 11 の強化項目を立て、PDCA サイクルを回すこととした。各項目は、現行組織（委員会、室・センター等）によるほか、項目により学長指名によるプロジェクトチームが編成され、教職協働体制で実施した。

中期計画初年度の平成 28（2016）年度は、教育改革力分野において、新コース制（9 コース 1 課程）における課程表の見直し（カリキュラム改革）、新コース制下の人材養成目的と三つのポリシーの全面的な見直し、シラバスの改定、履修モデル図の作成などを行った。結果として、平成 28（2016）年度から 5 年連続で大学全体の入学定員充足を実現できた。

令和 3（2021）年度からは、新たに第Ⅲ期中期計画が始まり、令和 3（2021）年度および令和 4（2022）年度は、現代社会学部は入学定員を充足したが、人間生活学部 2 学科で未充足となり、全体として各年度入学定員充足率は 89%、96%となった。人間生活学科の 3 コースでは各種検定及び国家試験対策を充実させることで学生の学修への動機づけを強化し、学科の学びに直結した業種への就職希望者の実践力向上を図り、食物栄養学科は令和 6（2024）年度からのコース制開始のため課程表を一部見直した。

第Ⅲ期中期計画は、当初は令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度の 5 か年計画だったが、コロナ禍により当初計画に大幅な遅れが出たこと、令和 4（2022）年度に前任学長の任期満了に伴う学長交代があったこと、令和 5（2023）年には学園創立 100 周年を迎えることで大きな節目となることなどから、第Ⅲ期中期計画は期間を短縮し、学園創立 100 周年となる令和 5（2023）年度を開始年とする、新たな 5 か年計画として、建学の精神・人材育成目標を踏まえた『自由・自主・自律・個性尊重の人間教育』と地域の国際・学術・創造拠点の確立へ」を目標とする第Ⅳ期中期計画を策定した。

令和 5（2023）、令和 6（2024）年度は、現代社会学科、放送・メディア映像学科、人間生活学科で定員充足したが、食物栄養学科の充足率は 82.8%、83.7%で、全体としては 96.13%、96.5%の定員充足率となった。

第Ⅳ期中期計画（令和 5（2023）～令和 9（2027）年度）において、人間生活学科は従来から設置していた中学校・高等学校家庭科教諭免許（一種）に加えて、令和 6（2024）年度から幼稚園や小学校の二種免許状も取得可能な「こども教育コース」を、食物栄養学科は従来の管理栄養士養成課程の学びに、医療、グローバル、スポーツ、フードデザイン・食育の各分野の学びを深めることのできる 4 コースを開設した。また、社会・産業の喫緊の課題であるデジタル分野での教育・研究を推し進め、この分野においても主体的に行動する実践的職業人を育成するために、第Ⅳ期中期計画において、新学科設置を検討することとした。

以上のとおり、中期計画における諸施策は、本学の建学の精神と使命・目的を果たしていく為の具体的な行動計画としており、特に三つのポリシーは、本学の教育の質保証を担保するための PDCA サイクルの起点として機能するよう改定している。

③三つのポリシーへの反映

→使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。

本学のカリキュラム・ポリシーは、建学の精神を踏まえた大学の使命・目的、大学全体及び各学部・学科の人材養成目的、教育研究上の目的に基づき策定されたディプロマ・ポリシーを基盤としている。平成 22（2010）年にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー並びにアドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーが全学的議論を経て策定され、第Ⅱ期中期計画策定時の平成 28（2016）年度にカリキュラムの全面的な見直しを行った。以降、コース制見直しなどに対応した改訂が行われてきたが、いずれも建学の精神、大学の使命・目的、人材養成目的及び教育研究上の目的に基づく 3 つのポリシーに沿って科目の設定が行われている。その基本にあるのは「これからの共生社会において主体的に行動する実践的職業人の育成」であり、そのために卒業時にどのような力を身につけるべきかを項目別に明示している。

【現代社会学科】

現代社会学科では、建学の精神に基づいた使命・目的を達成するために、現代社会において必要とされる知識を授け、豊かな教養と優れた知見と技能を持ち、わが国と国際社会に貢献しうる有為な人材を育成する。ディプロマ・ポリシーにおいては、経済・経営、国際英語、観光、スポーツのいずれかの分野での専門的な知識を修得し、現代社会で実践的な職業人として活躍するためのコミュニケーション能力、論理的思考力、数量的スキルを修得し、そのうえで、新たな社会の課題を発見し解決するための考察力、問題解決力を修得し、社会で信頼され活躍できる人間力とリーダーシップを有することを志向している。

カリキュラム・ポリシーの実現には、経済・経営、国際英語、観光、スポーツの 4 分野にわたる開講科目を自由に履修できるようにし、現代社会の諸課題を幅広く理解できるカリキュラム構成としている。1 年次から各コースの専門導入科目を配置し、幅広く専門分野の概要を学びながら、学生自ら主体的にコースを選択し段階的に学習が深まるカリキュラム構成になっている。アドミッション・ポリシーは、現代社会の諸課題（経済・経営、国際英語、観光、スポーツの 4 分野等）に関心を持ち、その背景と解決方法について積極的に学び、わが国と国際社会に貢献したい人材を募集している。

このように本学科の使命・目的及び教育研究上の目的は三つのポリシーに反映されている。

【放送・メディア映像学科】

本学科は、教育課程・指導・評価を一体的に設計することで、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの三つの方針に反映させている。まず、アドミッション・ポリシーに基づき、1年次には「スタジオ基本操作」「映像編集基礎」「コンピュータ概論」などの導入科目を配置し、企画・構成・撮影・編集・脚本作成、コンピュータ処理やプログラミングといった基礎的技能を体験的に学ばせる。これにより、学生が自らの興味や適性を早期に把握し、主体的に学修計画を立てる力を育成する。2年次以降は、ディプロマ・ポリシーに示された専門知識・技術の修得を目指し、「撮影技法」「制作技術論」「アナウンスメントⅠ・Ⅱ」などの実技・演習科目を段階的

に配置する。さらに、コース間の横断的履修を推奨し、放送・映像・情報・ビジネスなど多角的視点から学ぶことで、柔軟な発想力と幅広い知識を養う。

3年次以降は、カリキュラム・ポリシーのCP3-1に基づき、専門ゼミナールにおいてPBL（課題解決型学習）やグループワークを導入し、役割分担、進行管理、発表を通じて主体性、自己管理能力、リーダーシップ、協働力を涵養する。また、地域や企業と連携した学外プロジェクト、現場見学、作品上映など実践的経験を重視し、メディア社会に積極的に関与する姿勢を身につけさせる。

評価方法は多面的かつプロセス重視とし、知識理解は筆記試験、汎用的能力はレポートやプレゼンテーション、技術と表現力は作品制作、ポートフォリオ、実技試験により測定する。制作過程における計画性や協働姿勢も重視し、成長過程全体を評価する。

最終学年では卒業制作を必修とし、学生が独自のテーマを設定し、調査・企画・制作・発表・質疑応答までを一貫して行うことで、統合的学修経験と創造的思考力、生涯学習力を獲得させる。

この教育プロセスにより、学生は基礎知識と専門技能のみならず、論理的思考力、情報リテラシー、コミュニケーション能力を備え、現代社会で活躍できる実践的職業人として成長することが期待される。このような学科の方針は、すべて三つのポリシーに反映されている。

【人間生活学科】

人間生活学科では、これからの共生社会において人間生活に関する深い知識と技術を持ち、家庭生活を総合的にマネジメントでき、地域社会をリードする人材を育成するという使命と目的を達成するために、ディプロマ・ポリシーにおいては、食クリエイト、ファッションデザイン、住空間デザイン、こども教育の各コースの専門的な知識を修得し、実践的な職業人として活躍するためのコミュニケーション能力、論理的思考力、数量的スキルを有していることを明記している。

カリキュラム・ポリシーを実現するため、家族の生活と心理系、ファッション&インテリア系、食生活系、こども教育系の専門分野にわたる幅広い専門科目を設置することで、新たな社会の課題を発見し、広い視野から柔軟かつ総合的に判断できる能力を育成するためのカリキュラム編成としている。

またアドミッション・ポリシーとして、自分の可能性を磨き、価値ある存在に向けて努力し、人間生活の諸課題に取り組み、社会に貢献したい人材を募集している。

このように本学科の使命・目的及び教育研究上の目的は三つのポリシーに反映されていると言える。

【食物栄養学科】

食物栄養学科では、人間生活についての深い知識と技術を持ち、生命、健康維持の基礎である「食」の領域で社会に貢献する、豊かな人間性をもった管理栄養士の養成をするという使命と目的を達成するために、ディプロマ・ポリシーにおいては、健常者および傷病者とその背景の情報を分析し、個別・集団の栄養食事指導による問題解決を理論的に行うコミュニケーション能力、倫理性、思考力、数的スキルを修得していること、実践活動の

場での課題発見、解決を通して栄養士・管理栄養士として必要な能力を修得していること、さらに2年前からコース制をとり、医療栄養、フードデザイン・食育、スポーツ栄養、グローバル栄養のいずれかの分野での専門的な知識を修得していることを明記している。

カリキュラム・ポリシーを実現するため、入学前教育から学習を開始し、栄養摂取のメカニズムの基盤（人体の構造と機能）や、病理的な状態（疾病の成り立ち）における栄養学的支援の基礎的知識、さらには、食材調理における栄養素の生化学的変化に関わる基礎的知識などを「基礎科目」ならびに「基礎専門科目」で修得させたのちに、「臨地実習」を配置し、コミュニケーション能力のある、多方面で活躍できる管理栄養士を養成している。合わせて選択科目や専門発展科目などで医療栄養コース、フードデザイン・食育コース、スポーツ栄養コース、グローバル栄養コースの4コースの専門性の理解を深めている。

また、アドミッション・ポリシーとして、臨地実習などの学内外の学びを通して自分自身と真摯に向き合い、他者と協調しつつ、自らの可能性に挑戦し、将来に対して明確なビジョンを確立したいと思っている人を求めている。

これらのことから、本学科の使命・目的及び教育研究上の目的は三つのポリシーに反映されていると言える。

④教育研究組織の構成との整合性

→使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。

本学は使命・目的及び人材育成に関する目的を踏まえ、大学に2学部4学科の教育研究組織を設置している。各学科には設置基準を上回る専任教員を配置しており、基盤教育については、教職協働組織である共通教育開発センター（CSD）を設置し、事務職員で構成される教務支援課を組織しており、教育目的達成のため教員と職員が協働している。

本学の建学の精神、使命・目的に沿って、豊かな教養を身につけ、国際的視野に立つ人材を育成するために、令和4（2022）年度からは、学生の留学を支援し、基盤教育の充実を図るための共通教育開発センターに専任教員を配置している。大学には「学部教授会」「全学教授会」を設置することを規程に定め運営しており、全学的な教育研究課題は、企画運営本部会議、全学教授会、各種委員会等において、学部・学科固有の教育研究課題は、学部教授会、学科会議等において適切に審議する組織体制を構築している。

⑤変化への対応

→社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

経済財政運営と改革の基本方針2021等において、政府全体の戦略・方針等に掲げられている「デジタル人材の育成」が求められている。本学においても令和9（2027）年度に情報系の新学科を設置することを目的とし、文部科学省「令和6年度大学・高専機能強化支援

事業」に申請し、令和7年7月に選定された。令和7（2025）年2月から、学長をリーダーとして設置された「新学科設置推進プロジェクト」では、新学科の使命・目的及び教育研究上の目的の作成を行っており、令和9（2027）年度の新学科開設に合わせて、既存学科の使命・目的及び教育研究上の目的も、必要に応じて適宜見直していく予定である。

【基準1の総括評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学の使命・目的及び教育研究上の目的の周知については、学生に対しては毎年新生全員に配布しているキャンパスガイドブック冒頭にわかりやすく記載し、入学式、ガイダンス等でも学長、教職員から繰り返し言及している。また、独自の取り組みとして、毎年全学性を対象として実施する「羽衣教養検定」という教養知識全般を問う学内検定試験において、建学の精神、使命・目的に関する問を設けているほか、初年次必修の科目である「大学入門ゼミナール」を活用して、学園のルーツや建学の精神について詳しい説明が行われている。

教職員への周知は、上記キャンパスガイドブックを配布するほか、新規採用の教職員に対しては、説明会を開催し、建学の精神、使命・目的、人材養成目的、三つのポリシーを記載した文書を渡したうえで幹部教職員から説明をおこない、周知徹底を図っている。学外者に対しては、大学ホームページ、大学パンフレットに記載することで周知を図っている。

これまでの中期計画策定にあたって、常に大学の使命・目的、教育研究上の目的の達成を目的として、定員未充足の学科・コース等の再編、新たな設置等の改革が行われてきた。現行の第IV期中期計画（令和5（2023）～令和9（2027）年度）においては、建学の精神・人材育成目標を踏まえた『自由・自主・自律・個性尊重の人間教育』と地域の国際・学術・創造拠点の確立」を目標として、新たに「こども教育コース」設置や食物栄養学科に4コースを設置し、さらにデジタル分野での教育・研究を推し進め同分野における主体的に行動する実践的職業人育成を目指して、令和9（2027）年度開設を目指した新学科設置が計画されるなど、中期計画における諸施策は、本学の建学の精神と使命・目的を果たすための具体的な行動計画となっている。

本学の三つのポリシーは、建学の精神、大学の使命・目的、人材養成目的及び教育研究上の目的に基づいて、学科・センター・全学的なポリシーが全学的議論を経て策定されており、コース制見直しなどに対応した改訂がこれまで行われてきている。

大学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために、現在2学部4学科1センターの教育研究組織を設置し、事務職員で構成される教務支援課を設置している。

令和4（2022）年度に設置した共通教育開発センターは、カリキュラム全体の約半分を占める基盤教育の充実を主に図る組織であり、専任教員も配置している。また2学部4学科1センターに係る全学的課題、学部・学科固有の教育研究課題はそれぞれ企画運営本部会議、全学教授会、教学委員会をはじめとする各種委員会で、また学部教授会や学科会議等において適切に審議されている。

生成 AI の発展をはじめとするこれからの高度情報社会を担うことのできる人材育

成を目指して、デジタル情報等を主として教育研究する新学科の設置を進めており、社会情勢の変化にも適切に対応している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基準1について、自己点検・評価及び外部による評価において特に課題とされた事項はなかった。使命・目的及び教育研究上の目的は、現段階において十分に学内外へ周知され、現行の中期計画や三つのポリシーなどに反映されていると考える。しかしながら、「これからの共生社会において主体的に行動する実践的職業人の育成」という本学の使命・目的を十全に果たすためには、生成 AI の発展など、現代社会において急速に進行する諸変化に対応する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

社会の諸変化に対応するため、第IV期中期計画において掲げた通り、現代社会学部に三つ目の学科としてデジタル情報学科（仮称）を令和 9（2027）年度 4 月開設できるよう、全学的に取り組みを進めている。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。
- 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。
- 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

内部質保証に関する全学的方針として、本学の「建学の精神」と「教育の目的」に基づき、「教育研究の目的」、「教育方針」並びに各種方針の実現に資するため、羽衣国際大学「内部質保証の方針」が定められており、同方針に基づき、全学的に内部質保証を推進している。

内部質保証のための恒常的な組織としては、学長及び「自己点検・評価委員会」を中心として、各学部・学科、各委員会等からの情報収集はインスティテューショナル・リサーチ推進委員会で分析、内部質保証推進委員会で改善案の検討を行っている。自己点検・評価委員会は、「羽衣国際大学大学自己点検・評価委員会規程」第4条により、学長、副学長、大学事務局長、学部長、学科長、各研究所長、学長が指名する各種委員会委員長、各事務局責任者、その他学長が指名する教職員を委員として規定しており、内部質保証推進委員会、IR推進委員会、教学委員会と連携し、大学および学部等の点検・推進を行っている。

教学委員会は本学における教学に関する円滑な運営、教学に関する全学的な内部質保証を一元的に行うための基本方針の策定に必要な協議を担い、教学委員会が担っていたアセスメント・ポリシーに基づいた点検評価は令和5（2023年）11月より内部質保証推進委員会が担うことになり、教育の質保証に努めている。

このように大学の現状を把握し、改善に向けた施策が実施されるように、恒常的なPDCAサイクルの循環を促進し、内部質保証の改善・充実のための実施体制を整備し、責任体制を確立している。本学の教職員及び各組織は、本学の理念、教育目的および各種方針の実現に向けて、諸活動について自己点検・評価を行い、その結果に基づいて恒常的・継続的に質水準の向上とその質に取り組んでいる。

また、本学では「羽衣国際大学 第IV期中期計画（2023～2027）」の中で「学生支援改革：自主的な学びの確立」、すなわち教育の質保証を重点項目として掲げており、持続的な自己点検・評価を通じて内部質保証の機能を高めていくことを明示し、学校法人羽衣学園のウェブサイトで公表し、これらの取組みの内容について学内外に積極的に発信することで、社会に対する責任を果たすとともに、社会的信頼の向上を図っている。

学長の責任のもと、上記の各委員会を中心として、全学の諸活動を網羅的に検証し、質的水準の向上とその保証に努めており、この改善案の企画立案、実施については、企画運営本部会議において学長のリーダーシップの下で全学的に推進しており、自己点検及び評価のための責任体制を確立している。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。
- エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。
- 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

本学の自己点検・評価は、学則第2条に規定している「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行ない、その結果を公表するものとする」に則り、自己点検評価委員会において、自己点検及び評価を行い、その結果を内部質保証推進委員会において点検・確認している。

自己点検及び評価の実施に当たっては、「自己点検・評価委員会規程」によって、その組織及び運営について必要な事項を定めている。本学における自己点検・評価については、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める評価基準・項目に沿った内容に準拠している。

大学の現状を把握するためのデータは、IR推進委員会と各事務部門とが協力して収集、分析を行っている。教育内容、履修状況、休退学・除籍の動向、出欠状況等については教務支援課が、学生支援や課外活動等については学生支援課が、学生募集や志願者・入学者の動向等については入試広報課が、就職・進路等のキャリア支援、インターンシップ等についてはキャリア支援課が、産学連携等については学術情報・地域連携課が、高大連携や入学前教育等については共通教育開発センターが、それぞれの業務に関係するデータ・資料を収集、整理し、IR推進委員がまとめている。これらのデータは、教員を中心とする関連委員会や教授会、また、学長及び各事務部門を含む企画運営本部会議等を通じて、学内の教職員が共有できる体制を整備している。自己点検・評価については、適宜実施し、教授会において報告、大学ホームページ上で公表している。

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

令和5(2023)年11月から、IR推進委員会が一元的に各種調査・データの収集と分析を行い、内部質保証推進委員会、教授会、企画運営本部会議において報告を行っている。

令和6(2024)年度の調査は、「(1)入学時の資質・能力・学力等/ (2)修学状況、経済状況、学生生活適応状況等/ (3)正課外・課外活動実施成果/ (4)卒業後の状況」の4項目について実施し、その分析に基づいて課題の抽出と対策の提案を行った。また、令和7(2025)年度の調査項目である進路先調査アンケートの原案を、キャリア委員長、キャリア支援課長、内部質保証推進委員長・副委員長、IR推進委員長・副委員長で作成した。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

学期ごとに授業アンケート(中間:任意。期末:必須)を実施し、内容を集計後、教員に集計結果のフィードバックを行い学生に必要な応じて説明しているほか、教育内容・方

法の改善に活用している。各授業科目に対するアンケート結果は、Webポータルで授業担当教員が閲覧できるようになっており、学生一人ひとりの意見・要望に真摯に耳を傾け、教育内容や方法の改善に活用し、授業改善に取り組む。さらに学期末には、これを基に各教員は所見、改善点などを「授業改善報告書」としてまとめ、学長に提出するとともに次学期の授業に向けた改善を行う。

一方、FD委員会においては、アンケート集計結果の全体的分析を行うとともに、授業アンケートの効果的な実施方法や内容について継続的に検討し、学生・教員双方にとってより充実した教育環境を実現することに努めている。その他、主にゼミ担当教員・クラスアドバイザーによって個別の学修指導が日常的に行われているが、学生個々の取得単位数や成績、学修計画書「BE the ONEシート」については、学内のWebポータルで担当教職員が閲覧することができるようになっており、担当教員が学生にフィードバックを行い、履修指導を含む学修指導の改善につなげている。

→学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

学生の代表者として、学友会（学生の自治組織）との意見交換会を事務局長主導のもと開催した。それにより、学生からの声を聞くことができ、学修環境の整備などすぐに行えること、中長期的な対応が必要なことに分けて今後対応することになった。また、地域懇談会を学長以下関係者と学生の代表である学友会が出席し、自治体、地域自治会役員との意見交換を行うことができた。さらに、学生意見箱としてポータルサイトに「HAGO意見箱」を設置し、学生からの要望を聞くこととしている。

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

→学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

本学では、年に1度地元自治体、経済団体、教育委員会、地域住民代表等から構成される地域懇談会を開催し、本学の自己評価や3つのポリシー、中期計画等について説明して意見を聞く場を設け、年次計画や中期計画を進めるうえで可能な限りその意見を反映させている。

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

→三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。

→自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。

→自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

本学の内部質保証は、「建学の精神」と「教育の目的」に基づき、「教育研究の目的」「教育方針」並びに各種方針の実現に資するため、全学的な「内部質保証の方針」を定めて内部質保証を推進しており、同方針に記載される基本方針には、「教育研究活動等において、方針又は目標の設定、実行、評価及び改善の循環を適切に機能させて教育の充実及び学生の学修成果向上を図り、本学が授与する学位の質が適切な水準にあることを、本学自らの責任で説明します」と明記されているとおり、ディプロマ・ポリシーを中心に据えた三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映している。

具体的には、「内部質保証体制図」に示す通り、羽衣国際大学アセスメント・ポリシーに照らして、内部質保証推進委員会において学部学科の教育面での点検・評価と、「機関レベル」、「教育課程レベル」、「科目レベル」の三つの段階においてアセスメントチェックを行うことで、PDCA サイクルの循環を実現している。

「履修ガイドブック」に年次配当表を記載し、ディプロマ・ポリシーに基づく教育目的の実現に向けた質の向上に努めている。卒業時に実施する卒業生満足度調査は、4年間を振り返り、教学内容を中心とした54項目について学生が評価するものである。毎年3月に実施し、集計結果を教学委員会、全学教授会に報告している。

授業内容・方法の改善に向けた評価結果のフィードバックについては、主として授業アンケートを通して行われている。授業アンケート（中間：任意、期末：必須）及び学びの記録は、ポートフォリオシステムを使用したWebアンケート方式で実施されている。中間アンケートを実施した教員は、その結果を自ら検討したうえで、アンケート実施の翌週に学生に必要なに応じて説明しているほか、教育内容・方法の改善につなげている。期末の授業アンケートも、集計結果は即座に担当教員がWeb上で確認できるシステムとなっている。これを基に各教員は所見、改善点など「授業改善報告書」としてまとめ、学長に提出するとともにティーチングポートフォリオに反映させ、次学期の授業に向けた改善を行う。授業アンケートの実施に係る課題や問題点についてはFD委員会で検討され、質問項目、実施時期、実施方法などが継続的に審議・検討されている。

令和7（2025）年度より、自己点検・評価の結果をウェブサイト公表し、また、学外の有識者による定期的な地域懇談会（外部評価委員会）を開催し、学生や関係者の理解・支持を得られるように努力している。

自己点検・評価と中長期計画の連動については、毎年度の事業報告並びに自己点検の結果を踏まえて本学の到達点と課題を洗い出し、毎年度の事業計画及び5か年中期計画の課題及び実施施策を策定してきたが、令和6（2025）年度の自己点検・評価から、公益財団法人日本高等教育評価機構の基準項目に照らして点検および評価を行っている。

有識者による定期的な地域懇談会（外部評価委員会）を開催し、学生や関係者の理解・支持を得られるように努力している。

【基準2の総括評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学においては、羽衣国際大学「内部質保証の方針」に基づいて、全学的に内部質保証のための組織が整備され、責任体制が確立されている。恒常的な組織として、学長及び「自己点検・評価委員会」を中心として、学部・学科・センター・委員会等からIR推進委員会が情報収集と分析を行い、内部質保証推進委員会で改善策が検討されたのち、企画運営本部会議において改善策の立案、教授会および職員会議での情報共有を通して全学的な実施がなされている。このように学長のリーダーシップのもと、恒常的なPDCAサイクルを循環させることで、内部質保証の改善及び充実に努めている。

学生の意見・要望については、学生の代表者として学友会（学生の自治組織）との意見交換会を事務局長主導で定期的を開催している。これまでも学習環境の整備などすぐに行えることや中長期的な対応が必要な事項に分けて対応している。

また、学外に対しても、自己点検・評価については大学ホームページ上で公表するとともに、年に1度、地元自治体、経済団体、教育委員会、地域住民代表等から構成される地域懇談会を開催し、本学の自己評価や3つのポリシー、中期計画等について説明し、意見を聞く場を設けており、年次計画や中期計画を進めるうえで可能な限りその意見を反映させるなど、学内教職員・学生及び学外の関係者の理解を得ながら進める体制が整えられている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学が年に一度外部有識者会議として開催する地域懇談会において、地元の自治会関係者から同自治会が新たに建設予定の自治会館を、本学現代社会学部放送・メディア映像学科の学生作品を投影する場として利活用してほしい旨の要望、また地域の空きスペース(店舗跡施設など)の活用などに対する大学の協力を得たい旨の要望が寄せられた。さらに、地元自治体の教育関係者からは、地域の小・中学校の部活サポーターなどボランティア活動への協力についても要請が出された。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

地元関係者から(2)に挙げた要請が出されたことは、これまでの本学と地元地域の良好な関係を示すものである。本学は四年制大学開学以来、「国際主義」「実学主義」「地域主義」を教育の基本方針として掲げており、「これからの共生社会において主体的に行動する実践的職業人の育成」を大学の使命・目的としている。これらの基本方針や使命・目的の実現は、本学における教育の内部質保証の目指すところであり、教育の実践的なフィールドとして地元地域を有効活用し、同地域の発展に貢献したいと考えている。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

→アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

本学では、建学の精神及び使命・目的を理解し共感する学生を募集するために、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）を大学全体及び各学科、更に入試種別ごとに定めている。アドミッション・ポリシーは、学生募集要項や大学案内、大学ホームページ等に記載し周知を図るとともに、オープンキャンパス、進学相談会、高校教員・日本語学校教員対象入試説明会、高校訪問など様々な機会を通して、受験生及び保護者、進路指導教員へ本学が求める学生像について説明を行っている。

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

→アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。

→入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。

本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、大学及び各学科の受け入れ方針に合致した入学者を選抜するために総合型選抜（オープンキャンパス参加型、基礎学力テスト型、プレゼンテーション型、作品発表型）、学校推薦型選抜（公募制、指定校）、スポーツ推薦、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、社会人入試、帰国生徒入試、私費外国人留学生入試及び3年次編入学試験を行っている。また、奨学制度としてスカラシップチャレンジ制度、グローバル・チャレンジ・プログラム（GCP）を設けている。特に、総合型選抜入試及び各種推薦入試、留学生入試では面接試験において、受験生が本学のアドミッション・ポリシーを理解しているか確認を行い、入学後のミスマッチを防ぐように工夫している。

また、入学試験に関する事項は入試委員会がこれにあたる。入学試験の作問は学長が任命した入学試験出題委員が作問し、アドミッション・ポリシーに沿った問題となっているか、高等学校学習指導要領に基づく出題範囲や難易度になっているかについても適切にチェックしている。作問は基本的には学内の作問者によって行われているが、一部科目は外部の入学試験出題委員により原案が作成されている。この問題についても学内の複数の入学試験出題委員がチェックしている。

入学試験当日の運営は、学長、入試委員会委員長、事務局長、入試広報課長の管轄下で厳格に実施している。試験当日は入試本部を設置し、全ての情報・状況を一元的に集約・管理し、円滑な運営を図るとともに、不測の事態発生時の速やかな対応のための体制を構築している。更に試験監督等を担当する教職員は、入試委員会が入試種別ごとに定めた実施要領に基づき、公正、かつ厳正な体制下で運営にあたっている。

なお、年度末の全入試日程が終了したのちに各学科の入学定員充足率、入試区分ごとの入学者数、オープンキャンパス参加者数などを確認し、入試委員長が入試総括として検証を行っている。

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

→入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

本学は現代社会学部（現代社会学科、放送・メディア映像学科）と人間生活学部（人間生活学科、食物栄養学科）の2学部4学科で構成している。過去5年間の入学者数及び入学定員充足率を表3-1-1に、入試区分ごとの入学者数を表3-1-2に示す。

入学定員充足率は、令和3（2021）年、令和4（2022）年度は未充足であったが、高校訪問、広報活動の強化、入学試験の改善などの改革を行い、令和6（2024）年度入試の1年次の入学者数は331名、令和7（2025）年度は310名で昨年度より低下したが入学定員以上を確保できた。令和7（2025）年度入試は食物栄養学科以外の3学科は定員を充足できた。食物栄養学科は管理栄養士養成課程で近隣大学との競合が激しいことと実習室や実験室の老朽化が目立ち、他大学との差別化では国家試験対策の細やかさや学生に寄り添う教職員のソフト面に頼らざるを得ない状況である。

令和6（2024）年度よりコース制を導入し、受験生が学生生活での学びの魅力や専門性と、卒業後の就職先等をイメージしやすいように努めている。また、管理栄養士国家試験の合格率が志願者に影響する可能性はあるがIRなど客観的な分析が必要である。また、情報系の新学科設置構想が進められているが現状では放送・メディア映像学科の志願者が弱まっている傾向があるので注視する必要がある。

表3-1-1 入学者数および入学定員充足率(令和3年度～令和7年度の5年間)

学部・学科	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現代社会学科	入学定員(人)	106	106	106	113	113
	入学者数(人)	116	110	135	125	121
	入学定員充足率(倍)	1.09	1.04	1.27	1.11	1.07
放送・メディア映像学科	入学定員(人)	60	60	60	65	65
	入学者数(人)	59	68	67	83	66
	入学定員充足率(倍)	0.98	1.13	1.12	1.28	1.02
現代社会学部	入学定員(人)	166	166	166	178	178
	入学者数(人)	175	178	202	208	187
	入学定員充足率(倍)	1.05	1.07	1.22	1.17	1.05
人間生活学科	入学定員(人)	55	55	55	55	55
	入学者数(人)	42	49	69	61	69
	入学定員充足率(倍)	0.76	0.89	1.25	1.11	1.25
食物栄養学科	入学定員(人)	70	70	70	60	60
	入学者数(人)	42	53	58	62	54
	入学定員充足率(倍)	0.6	0.76	0.83	1.03	0.9
人間生活学部	入学定員(人)	125	125	125	115	115
	入学者数(人)	84	102	127	123	123
	入学定員充足率(倍)	0.67	0.82	1.02	1.07	1.07
合計	入学定員(人)	291	291	291	293	293
	入学者数(人)	259	280	329	331	310
	入学定員充足率(倍)	0.89	0.96	1.13	1.13	1.06

表3-1-2 入試区分ごとの入学者数（令和3年度～令和7年度の5年間）（3年次編入含まず）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合型選抜	37(14)	48(17.1)	102(31.0)	83(25.1)	90(29)
スポーツ推薦	26(10)	18(6.4)	25(7.6)	18(5.5)	14(5)
指定校推薦	84(32)	106(37.9)	119(36.2)	105(31.7)	90(29)
公募制推薦	40(15)	26(9.3)	10(3.0)	21(6.3)	15(5)
一般	24(9)	28(10.0)	11(3.3)	21(6.3)	19(6)
共通テスト利用	1(0)	3(1.1)	1(0.3)	0(0)	2(1)
社会人	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
留学生	47(18)	51(18.2)	61(18.5)	83(25.1)	79(25)
合計	259(100)	280(100)	329(100)	331(100)	310(100)

【人数(%)】

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

→教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

本学ではこれまでの第Ⅱ期中期計画において、「教育力は教職協働力」という教育モットーを掲げ、「学生の成長力がもっとも高い大学として社会的評価を得る」ことを中期計画の達成目標としてきた。この教育モットー、達成目標は第Ⅲ期中期計画へと継承され、各種委員会組織と事務局組織が連携し、学生第一主義を行動指針として、教員と職員が協働する学修支援体制の充実に努めてきた。

具体的には、学長の下に教学上の重要事項を審議する企画運営本部会議、関連規程に則り運営される各種委員会は、いずれも関係職員が正メンバーとして参加し、学修支援に関わる方針や具体的施策を協議し、決定事項を実施している。

学部に関わる固有事項は学部長が議長となる学部教授会で、全学に係る事項は学長が議長となる全学教授会で審議、情報共有するが、いずれの教授会においても大学事務局長、事務局次長、各事務局管理職が出席し、学修支援に関する各種議案について情報を共有し、議論する体制を構築している。

学修支援に関する方針、計画は第Ⅲ期中期計画に定められているが、2020年度に経験した未曾有の新型コロナウイルス感染症パンデミック下での学修支援と、2021年度から開始したDX推進計画の進捗状況などを踏まえ、計画の抜本的な見直しを行うこととし、全学的議論を行い、第Ⅲ期中期計画については、その期間を令和3（2021）年度～令和4（2022）年度の2か年に短縮し、新たに令和5（2023）年度を開始年とする第Ⅳ期中期計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）を策定した。

大学部門の第Ⅳ期中期計画の策定に当たっては、令和4（2022）年8月に幹部教職員が構成する中期計画会議において各部門の課題と計画について情報共有し、9月以降の教授会・職員会議等で全学的に意見交換の上、修正を経て原案を作成した。令和5（2023）年2

月28日に実施した教職員研修においても、令和5（2023）年度からの計画開始に当たり、主要項目について改めて全教職員間で情報共有を行った。

第IV期中期計画の柱となる大項目の内、「Ⅰ. 教育研究改革：地域の国際・学術・創造拠点へ」と「Ⅱ. 学生支援改革：自主的な学びの確立へ」は、本学の学修支援に関わる方針と計画が記載されており、いずれもが教職協働体制で推進していくことが全学的に確認されている。

また、本学では、学部・学科における学修支援体制に加えて、全学共通教育における学修支援体制を強化するため、令和元（2019）年に共通教育開発センター（CSD：Center for Student Development）を設置した。

同センターは、全学共通教育として、教養教育、国際教育、地域との連携教育、情報教育、入学前教育、共通資格の取得支援、同一法人内の高大連携教育を推進する組織として、各教授会、各学部・学科、関連委員会等と連携して学修支援を行っている。当初、同センターは事務組織として開設されたが、令和4（2022）年度からは、教員、職員が構成員となる教職協働組織と位置づけ、全学共通基盤教育に関する学修支援の更なる充実を図っていくこととしている。

②TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

→学修支援のために、TA やSA(Student Assistant) などを適切に活用しているか。

本学は大学院を設置していないのでTAを置いていないが、スチューデント・アシスタント (Student Assistant) として教員の教育活動を支援できる仕組みを作っている。具体的には、「羽衣国際大学学生ワーク・スタディに関する規程」を定め、その第3条において「授業アシスタント業務 (Student Assistant) : 主として専門分野の知識・技能に優れている上級生が、専門基礎科目やゼミ等各種演習科目において下級生を指導し、担当教員の授業運営を補助する業務」を行うことができるとしている。この制度により、放送・メディア映像学科、人間生活学科と一部の基盤教育科目において在学生在が下級生等に対し指導補助を行っている。放送・メディア映像学科では、「CG演習」や「スタジオ基本操作」など、人間生活学科では「ドローイング実習」など、基盤教育科目では、「情報処理入門」や「基礎数学」など、食物栄養学科では「SPI対策基礎（非言語分野）」で学生が指導補助を行っている。個別指導のサポートにより受講生の授業内容に関する理解度が深まるだけでなく、SA担当の学生自身もこれまで学習してきた内容について再確認する機会となり、自分の授業に対して主体的に取り組む姿勢につながる効果がある。

→オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

オフィスアワーについては、全専任教員がオフィスアワーの設定を行い、担当事務局で一覧表を作成し、Webポータル上でも周知しているほか、個人研究室ドアには、オフィスアワーの曜日・時間帯を掲示している。オフィスアワーの時間帯以外でも個人研究室のドアには在室状況が示されており、学生の相談対応などは随時行っている。

→障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

障がいのある学生への配慮入試要項（受験ガイド）において、身体障がい、出願後の不慮の事故等による負傷者・疾病者で、受験上の配慮が必要な受験生は、入試広報課に申し出るように明記している。発達障がいがある受験生からの要望は、入試試験における配慮願を提出された場合は、入試広報課が窓口となって、本人の意向を確認しながら、保健室の専任職員（看護師等1名）が対応している。当該専任職員は、授業期間中・週5日体制で勤務し、学生支援課に所属し、非常勤臨床心理士と連携して、学長の指示の下、入試委員を始めとした教職員の協力を得て対応している。入学決定者及び入学者については、「配慮事項依頼書」の提出を受けて、学生支援課職員、クラスアドバイザー又はゼミ担当教員等が聞き取りを行い、「障がい学生支援委員会」（教員、事務職員、看護師で構成）において対応を協議し、必要な情報は教授会及び職員会議で報告され、教職員全員に適切な配慮を行うように個人情報に配慮した学内ポータル上で周知している。在学生についても、申告があれば、同様のフローで、適切に対応している。

→中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

修学困難者については、両学部とも担任制（ゼミ担当、クラスアドバイザー）を設定し、個別対応を行っている。退学する学生については、事情が異なるため、再入学等の説明をし、学業継続の可能性も示している。休学者については、担任が学期毎に事由取消があるか確認をする。留年生については、1単位毎の学費請求のため、卒業に向けて担任が指導する。

教学委員会では、以前の中退予防プロジェクトの取り組みを引き継ぎ、①授業欠席回数3回続いた学生に対する担任教員からの指導を促してもらえるように学科長へ依頼し、さらに、②セメスターの成績が確定した時点で、学年基準に満たない取得単位過少者をピックアップし、各学科に情報共有を行って担任教員からの早めの指導がなされるよう体制を確立している。これにより、退学・休学・留年に至りそうな予兆を早期に発見し、迅速な対応を行えるようになっている。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

→キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。

本学の教育課程におけるキャリア教育は次の通り実施している。

まず、キャリア実習（就業実習体験）の事前教育として、1・2年次は「キャリア入門」、3・4年次は「インターンシップ論」を開講しており、キャリア実習（インターンシップ）参加者は、当該科目の履修及び単位取得を参加条件としている。

次に、自らの進路を描き、キャリアをプランしていくために、2年次では「キャリアデザイン論Ⅰ・Ⅱ」を必修科目とし、3年次には選択科目として「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ」を開講している。現代社会学科においては履修必修とし、必修に準ずる扱いで履修を

促しており、履修率は高い。

その他、専門的なサポートの選択科目も開講している。各科目とも、専門的な知識を持つ学内外の講師陣により指導されており、履修状況については、必修科目以外の選択科目についても履修ガイダンスや留学生ガイダンス時に履修を促しているため、高い履修率を保っている。

■キャリア形成分野の科目及び授業テーマ（内容）

科目名	学年	セメスター	必修 選択	取得 単位	授業概要
キャリア実習の事前教育					
インターンシップの事前学修として必要					
キャリア入門	1.2	前期	選択	2	キャリア実習（就業実習体験）の事前教育として、実習の意義や職業観を学び、社会に通用する社会人基礎力を身につけ、今後の就業意識の向上を図る。 ※「キャリア入門（1・2年生対象）」と「インターンシップ論（3・4年生対象）」は同じ内容の授業。 ※前・後期リポート開講。 ※キャリア実習参加希望者は本科目を履修し単位を取得していることが参加条件。
		後期	選択		
インターンシップ論	1.4	前期	選択		
		後期	選択		
キャリアデザイン論					
自らのキャリアをデザインするために					
キャリアデザイン論Ⅰ	2	前期	必修	2	キャリアをデザインするための理論を体系的に学ぶ。将来のキャリアを考える力を身につける。キャリア理論を学び、自己理解を深め、社会人基礎力を身につける。
キャリアデザイン論Ⅱ	2	後期	必修	2	社会・業界・仕事を理解するための知識や、状況や働く態に即しておくべき知識をわかりやすく解説する。より良い職業選択ができ、将来のキャリアプランを詳細に描く力を身につける。エントリーシートと筆記試験について、マナーの基本、面接試験の概要等について学ぶ。
自らのキャリアをプランするために ・志望選択に備え自己を正しく理解し、自身の職業適性を見極める ・就職活動の流れを把握し、準備することや心構えを理解するとともに必要なスキルを修得する					
キャリアプランニングⅠ	3	前期	選択	2	就職活動の概要、自己分析、業界・職種・企業研究、採用面接対策、インターンシップについて、適性検査とエントリーシートについて、筆記試験対策（筆記模擬テスト）、自らのライフプランを考える ※後期にキャリアプランニングⅡの履修が望ましい
キャリアプランニングⅡ	3	後期	選択	2	内定者体験談、筆記試験対策（模擬テストと解説）、面接における質疑応答対策、OB、OGの体験談、労働に関する法律、業界研究・会社研究等をおこなう。 ※前期でキャリアプランニングⅠを受講していることが望ましい。
専門的なサポート					
現代マナー	1~4	前期	選択	2	就活に必要なマナーについての基本知識を修得する。
キャリアサポート演習 B1 (ITパスポート対策)	1~4	後期	選択	2	ITとビジネスの基本知識を学ぶ。
キャリアサポート演習 C1 (FP技能検定3級対策)	1~4	後期	選択	2	ファイナンシャル・プランニング技能検定3級レベルの知識を身に付ける。 (2025年1月末までに3級FP技能検定をCBT方式で受験する。)
キャリアサポート演習 C2 (簿記3級対策)	1~4	後期	選択	2	日商簿記検定3級の学習範囲を学習し資格取得を目指す。
SPI対策 A (言語分野)	2	後期	選択	2	SPI試験の対策講座 本科目では、言語分野の問題を中心に、主体的に対応できる基礎学力を養成する。
SPI対策 B (非言語分野)	2	後期	選択	2	SPI対策（非言語分野）の講義とゼラーニングによる問題演習。 (久留米工業大学と羽衣国際大学の共同教育プログラム科目)
キャリアサポート演習 B1 (留学生対象) (日本語能力試験 N1 対策)	1~4	第3Q	選択	2	日本語能力試験 N1 に合格するための、語彙力、文法力、読解力、聴解力を身につける。
キャリアサポート演習 B2 (留学生対象) (ビジネス日本語)	1~4	前期	選択	2	留学生の就職活動に向けて実践的な対策を行う。 インターンシップ、エントリーシート、面接などの各種対策を行うほか、業種、職種への理解、ビジネスシーンで使用される日本語についての理解を深め、就職活動ができるよう指導する。

※詳細はシラバス参照のこと

②キャリア支援体制の整備

→卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

本学では、キャリア支援及びキャリア教育を効果的に推進するために、学長指名のキャリア委員長、各学科から選出の専任教員及びキャリア支援課の職員から構成される「キャリア委員会」が組織され、このキャリア委員会を中心に全学的な支援体制が整備されている。

キャリア委員会は、毎月1回定例会議を開催し、学生の進路・就職状況、就職カウンセリング状況、学内就職支援行事や対策講座の実施状況、キャリア実習・インターンシップへの参加状況などについて常時情報を共有し、キャリア教育の在り方やその改善策についても継続的な協議を重ねている。そして、キャリア委員会で協議、議決された事項については、企画運営本部会議や全学教授会に報告や提案がなされている。また、キャリア支援を実施する組織として、キャリア支援課が設置されている。キャリア支援課には管理職1名を含む専任職員3名、業務委託で専門職のキャリアカウンセラーが3名フルタイムで配置され、計6名体制で学生への個別就職指導、各種就職支援行事や求人案内の告知を行い、専任職員、キャリアカウンセラー協働で学内会社説明会・学内採用選考会・学内企業研究会の実施、各種対策講座の運営企画などを行っている。

就職とその活動に関する相談、助言体制としては、国家資格である「キャリアコンサルタント」を有する3名のキャリアカウンセラーが中心となって個別面談を行い、履歴書、エントリーシートの添削及び面接試験対策、指導などを手厚く行っている。カウンセリング相談件数は令和6（2024）年度の4年生の年間相談件数は延べ2,266件であり、同年度卒業生数の9.287倍となっている。

求人票閲覧コーナー、就職関連資料と図書の閲覧コーナー、オンライン面接用のブースを設置し、学生の就職支援にあたっている。また、昼休みの時間帯を利用した就活関連イベントも随時行っており、学生の就職サポートを行っている。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

→学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

学生の生活全般を支援するため学生支援課を設置し、同課が保健室、学生相談室の運営も担っている。学生全般に関する審議委員会としては教学委員会を置いており、学生相談室から情報が寄せられる学生のメンタル支援については、障がい学生支援委員会が審議等を行なう。課外活動の強化クラブについては、スポーツ振興課、それ以外の課題活動クラブ、サークルについては、学生支援課がサポートする体制をとっている。多欠者は、ゼミ担当者、クラスアドバイザーと事務局が連携をとり学生指導をしている。

→学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

保健室担当職員（学生支援課所属）が学生相談室のカウンセラー（臨床心理士）と連携し、学生の個々のケースに対応している。特に配慮が必要な学生に対しては、個人情報保護し、入学前相談から入学後の支援体制をとっている。今後、多様な学生への支援体制として、コーディネーターの設置も検討している。

→奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

学内奨学金として、入学試験による特待生支援制度、2年生以上の成績優秀者への「BE the ONE 特別給付奨学金」を設置している。それ以外に経済的に困窮している学生には、年2回「羽衣国際大学緊急給付奨学金」の募集を行ない経済的な支援を行なっている。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

→教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

→快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

教育目的達成のために、校地、校舎、図書館、体育施設、情報教育施設等を、大学設置基準を満たすよう適切に配置し、有効に活用している。老朽化対応と教学改善に関わる施設改修について、緊急性に応じて年度ごとに見直しを行うと同時に、5か年計画を策定し、補助金などを活用してDX関連施設の改修、情報教室の増設、構内照明のLED化等、その計画に基づき順次改修を実施した。

→ICT 環境を適切に整備しているか。

授業に使用されていない時間帯に学生が自由に使える PC の教室として、2401 教室（40 台）、2403 教室（40 台）、2404 教室（24 台）を設置し、使用可能な時間帯を掲示して周知している。また 4 号館 1 階の学生ホールの PC20 台は、学生ホールの開放時間を通して学生が利用可能である。加えて、図書館の開館時間内には館内の 20 台、及び館内貸出用の 10 台の PC が利用可能となっている。さらに窓口利用時間内に限り学生支援課で貸出用 PC15 台を用意している。

構内には学生及び教職員が利用できるようセキュリティ対策を施した Wi-fi 環境を整備し、授業・研究に活用している。

②図書館の有効活用

→図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供

しているか。

図書館は閲覧室541㎡、開架・閉架書庫419㎡を有し、閲覧室には従来型の閲覧スペースに加え、ラーニングcommons、個人学習ブース、グループ学習室を含む計123席を設置している。また、据え置き型のパソコン20台を備えたパソコンコーナーや、ブラウジングコーナーも設けている。

蔵書数は図書154,040冊（前年度比1,378冊増）、雑誌は895種（前年度同数）であり、令和7年度の子ども教育コース開設に伴い、特別予算により子ども教育関係図書254冊を新たに購入した（増加冊数に含まれる）。電子ブックは10タイトル増加し、現在336タイトルを提供している。本学の蔵書資料はOPACによる書誌・所蔵情報の提供および貸出サービスを行っている。

ラーニングcommonsエリアでは、オンライン授業の受講が可能な環境を整備しており、オンライン授業や登校が困難な学生に対しては郵送による貸出サービスも行っている。

令和6（2024）年度の図書館利用状況は、入館者数は11,206人（前年度比85.3%）、貸出書籍冊数は1,513冊（前年度比93.8%）、電子書籍の貸出数は40点（前年度比102%）であった。情報調査・提供サービスとしては、事項調査4件、書誌調査20件、所蔵調査27件を実施した（学生の日常の対応は含まない）。

館内のグループ学習室は、ゼミ等の少人数授業や個別指導に活用されており、ラーニングcommonsエリアは課題発表に向けたグループ学習の場所として利用されている。また、同エリアでは、本学の教員が出版した著書を起点に、著者の研究活動などについて同僚の教員がインタビューを行うトークイベント「著者と語ろう」を2回開催した。

新入生を対象とした図書館利用説明会「図書館ツアー」は4月～5月に実施し、図書館利用経験の少ない学生に対して入館の心理的ハードルを下げるとともに、自主的な学習習慣の早期形成を支援している。

③施設・設備の安全性・利便性

→施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。

障がい者への対応として各棟に計画的にバリアフリー対策を行い、各棟の入口にスロープを、教室の近くには車椅子の学生が利用できるトイレを設置している。また、階段には手すりを設置し、階段からの転落を防止している。

→施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

構内の建物はすべて昭和56（1981）年7月1日以降に整備され、新耐震基準を100%満たしており、耐震診断において耐震性能を有していることが認められている。

定期的に建物診断を実施し、老朽化による修繕箇所などを洗い出して中期計画も踏まえたうえで修繕計画を実施している。

[基準3の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学全体の入学定員は令和3(2021)年、4(2022)年度は未充足であったが、高校訪問、広報活動の強化、入学試験の改善などの改革を行い令和5(2023)年度以降は充足した。

令和5(2023)年度を開始年とする第IV期中期計画(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)において本学の学修支援に関わる方針と計画が記載されており、いずれもが教職協働体制で推進していくことが全学的に確認されている。学部・学科における学修支援体制に加えて、2019年に共通教育開発センター(CSD)が設置され全学共通基盤教育に関する学修支援の更なる充実を図っていくこととしている。

キャリア支援及びキャリア教育を効果的に推進するために、キャリア委員会を中心に全学的な支援体制が整備されている。キャリア支援課にはキャリアカウンセラーが3名フルタイムで配置され学生への個別就職指導、各種就職支援行事や求人案内の告知などを行っている。

ICT環境の更なる充実を図るためにWi-fi環境を整備し、学生が自由に使えるPCの教室を増やすなど学生への利便性を高めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ① コロナの影響なのかも知れないが、学生の他者への接し方がまだまだ未熟なので、4年間の学びの中で、達成感や成功体験を味わわせてあげてほしい。
- ② 地域の企業のAIに対する知識、スキルはまだまだ低いところが多いので、デジタル系の学びを修得した学生との接点を持つてたら有難い。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ① 本学では低学年時の基礎的な学びをもとに学年進行に従って応用力と洞察力、協調性を醸成しプロジェクト演習などの学外での学びにつなげる仕組みを整えている。このような学びの中で学生が主体的に学び、他者との協調性やチームで取り組むことの重要性を体現できる機会を設けている。
- ② 令和9(2027)年4月に開設予定のデジタル情報学科(仮称)では、プログラミングやAI、ゲームなどデジタル系の技術を修得できるカリキュラムを予定しています。専門性を備えたデジタル人材を育成し社会で活躍できる人材を輩出する。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

→ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

学則には、建学の精神を踏まえ、大学の使命・目的、大学全体及び各学部・学科の人材養成目的、教育研究上の目的が明記されている。これらに基づき、全学共通及び各学科のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を策定し、大学ホームページ並びにキャンパスガイドブックで学内外に周知している。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

→ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

本学では進級制度を取っておらず、また、大学院も設置されていないため、単位認定基準が関係する。各授業科目のシラバスに、その授業のテーマとともに、関連するディプロマ・ポリシーが明記されている。

シラバスには、各授業科目の成績評価基準、すなわち単位認定基準が明記され学内外に周知されており、これらをもとに単位認定されている。

→ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

シラバスに明記され学内外に周知されている単位認定基準により認定された単位の取得状況が卒業認定基準を満たしているかについて、教学委員会で厳正に審議し、これをもとに卒業認定がなされている。この卒業認定基準は学則第 50 条に明記され周知されている。学期の初めに行われる履修ガイダンスでは、履修ガイドブックに示された年次配当表を基にきめ細かな履修指導を行うことで、卒業認定基準の周知を徹底している。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

→カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

建学の精神を踏まえ、大学の使命・目的、大学全体及び各学部・学科の人材養成目的、教育研究上の目的が明記されている。これらに基づき、策定した全学共通及び各学科のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を踏まえ、卒業時に備えるべき力を育成するための教育方針を明確にすべく、カリキュラム・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーについては、「キャンパスガイドブック」、大学ホームページに掲載し周知を図っている。

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

→カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

本学のカリキュラム・ポリシーは、建学の精神を踏まえた大学の使命・目的、大学全体及び各学部・学科の人材養成目的、教育研究上の目的に基づき策定されたディプロマ・ポリシーを基盤としている。これらは、平成 28 (2016) 年度にカリキュラムの見直しとともに、より一貫性と具体性を持たせるように全面改訂して策定し、食物栄養学科での 4 コース設置及び人間生活学科でのこども教育コース設置に伴い、一部改訂・策定したものであり、両ポリシーの一貫性は確保されている。

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

→カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

卒業時にどのような力を身に付けた学生に学位を授与するのかをより明確にするため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを次の方針で定め、課程表に反映させている。

- ・「知識・理解」「汎用的能力」「態度・志向性」「統合的な学修経験と創造的思考力」の四つの分野に分けて身に付けるべき力を示す（ディプロマ・ポリシー）。
- ・カリキュラム・ポリシーをディプロマ・ポリシーに即して四つの分野別に記載する。
- ・教育課程を「基盤教育科目」と「専門教育科目」に分け、四つの分野の力を育成するためカリキュラムの見直しを行い課程表の体系性を高める。
- ・個々の科目が四つの分野のいずれの力を付けることにつながるのかを示すカリキュラムリストを作成し、シラバス上でも明記する。
- ・計画的科目履修を促進するため、将来の進路と連動した履修モデル図を作成する。
- ・学修成果の可視化の一環としてアセスメンターを取り入れる。

→シラバスを適切に整備しているか。

シラバスは、Webポータル上で科目名、科目番号、担当教員名など多彩な手がかりから検索でき、いつでも関係者が確認できるよう整備されている。次年度のシラバスは、記入期間が定められており、科目担当者がWeb上で記入し登録する仕組みが構築されている。

→履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

学則第29条において、学生が1セメスターに履修科目として登録することのできる単位数は、原則として24単位以内と定められている。制限単位を超える履修については、単位制度の実質を保てるよう、教学委員会で審議している。

④教養教育の実施

→教養教育を適切に実施しているか。

本学の教育課程は、全学共通の基盤教育科目と各学科の専門教育科目で構成され、大学の使命・目的「これからの共生社会において主体的に行動する実践的職業人の育成」、大学全体のDP（ディプロマ・ポリシー）及び各学科のDP（ディプロマポリシー）を達成するため、学科ごとに基盤力養成科目と専門教育科目の修得すべき単位数、分野などを設定している。

狭義の教養教育は、全学共通の基盤教育科目の教養分野に教養系科目を50科目設定しているが、広義の教養教育は、全学共通の基盤教育科目全体で実施している。

基盤力教育科目は、卒業後社会で活躍できる基盤を幅広く育成するため、「大学導入」、「基本リテラシー」、「教養」、「キャリア養成」、「学外研修」の5つの分野で科目設定しているほか、令和3（2021）年度からは、共通専門科目としてプロジェクト演習、海外特別演習、共通特別講義などの科目を設定し、教養教育の拡充に努めてきた。

基盤教育科目の企画・運営は、令和1（2019）年度に設置され、令和4（2022）年度より教職協働組織となった共通教育開発センター（CSD）が企画・運営を行っている。同センターには、職員6名、教員2名が配置され、企画運営本部会議、各教授会、関連委員会（教学委員会、国際交流委員会、キャリア委員会、FD委員会など）に委員として参加し、教養教育に関わる報告や提案を行っている。

本学では特に、学内（オンキャンパス）と学外（オフキャンパス）での学修のシナジー効果により、学生の主体的に学ぶ力を引き出し、実践的職業人となるための基盤づくりを全学的に推進してきた。これは教養教育の科目設定にも反映されており、基盤教育科目に学外研修分野を設定し、企業等での就業体験、海外研修・留学、ボランティア活動を推進するため豊富な科目を設定している。また、地域の自治体・企業・団体等と連携して実施するPBL型授業「プロジェクト演習」を2018年度後期から実施し、これまで7年間で30以上のプロジェクトを実施してきた。近年のプロジェクトは多様なメディアを通して広く報道されている。

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

→アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

→授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

本学の設置趣旨に掲げた「実学主義」「国際主義」「地域主義」の三つの教育の基本方針と本学の使命・目的「これからの共生社会における実践的職業人の育成」のため、これまで多様な授業形態、教授方法の工夫と開発を重ねてきた。

その一環として、実践型・参加型の学習を軸としたPBL（Project Based Learning）を基本とする授業科目「プロジェクト演習」を平成30（2018）年度から設置し、近隣自治体や企業、NPO、地域団体などとの連携による課題解決型授業を全学プログラムとして継続的に行っている。

また、新型コロナウイルス感染症への対応から得られた遠隔学習の知見を、対面授業再開後も活かしていく観点から、文部科学省の補助金を得て授業の反転化等の取り組みを3年計画で進めてきた（DX推進計画：令和3（2021）年～令和5（2023）年）。この取り組みは専門教育科目を含む全ての授業科目を対象として、動画コンテンツなどの利用を促進し、授業に反転要素を取り入れることでアクティブ・ラーニングを推進しようとする取り組みである。

授業方法の改善を進めるため、本学ではFD委員会が中心となり計画的にファカルティ・ディベロップメント（FD）の推進を図っている。その中核となるのは、全専任教職員・非常勤教員を対象として年2回開催しているFD研修会であり、社会の動向と本学の実情に沿った内容を検討・企画している。令和6（2024）年度には、9月中旬に大正大学学長補佐・地域創生学部准教授の高柳直弥氏による「中小規模大学におけるPBL 教育の多面的展開」と題する講演会を実施した。また、3月中旬に「増加・多様化する留学生の指導・支援を考える」をテーマに掲げ、本学教職員による実践事例報告を実施し、経験交流を進めた。さらに、全学生を対象とした授業アンケートを全科目で前・後期2回（中間：任意、期末：必須）実施するとともに、その結果を各教員は確認・考察し、各科目における授業改善に取り組んでいる。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

→三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

→学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫・開発は、以下の取り組みを行っている。

1) 授業科目及び授業外活動における達成状況の把握 個々の授業科目は、卒業時に身に付けるべき力（ディプロマ・ポリシー）に紐付けられ、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき配置されている。それぞれの授業科目は、授業のテーマ、授業の到達目標、評価基準・方法をシラバスに明示し、授業で学生に伝え、学期末の成績評価結果により教育目的の達成状況を把握している。個々の学生の履修状況、出席状況、単位修得状況、成績は、毎学期ゼミ担当教員（現代社会学部）、クラスアドバイザー（人間生活学部）が内容を確認し、個別に学習方法のアドバイスや履修指導を行っている。また、授業外の教育目的の達成状況については、各学科の専門性と関連した資格の取得状況、地域ボランティア等のオフキャンパス活動への参加状況、各学科に設置している教職課程の単位修得状況、就職活動・決定状況などの情報を関連委員会（教学委員会、教職課程委員会、キャリア委員会など）で確認し、全学教授会等で情報共有し、学生支援・学修支援の充実につなげている。

2) 教育データの分析による達成状況の把握（教育IRによるデータ収集と分析）

教育目的の達成状況の点検・評価には、各種教育データの組織的収集と分析が必須である。本学では2023年11月よりIR推進委員会（改組）が中心となり、教育関連データを一元的に収集、分析し、教育目標や学修成果の確認・点検・提案を行っている。

その一例として令和5（2023）年度本学の中途退学者率は全国平均よりも高値であり、その理由としては、就学意欲の低下、経済的困窮等があり、学内外の奨学金の使用率、入試区分ごとの退除籍率について分析、対策を報告し、教育目標や学修成果の確認・点検の一部として提言を行った。

IR推進委員会では、機関レベル（大学全体）、教育課程 レベル（学部・学科）、科目レベル（個々の科目）の3段階のレベルで学修成果・教育成果 の評価・測定を行う「アセスメント・ポリシー」に基づく以下の各種教育データの収集・分析を行っており、その結果は内部質保証推進委員会、自己点検・評価委員会、企画運営本部会議などでも共有されている。

【アセスメント・ポリシーに基づき IR 推進委員会で収集・分析しているデータ】

- ◆入学時の資質・能力・学力等・入学試験、入学時調査、英語プレイスメントテスト等
- ◆修学状況、経済状況、学生生活適応状況等・学生アンケート、休学率、退学・除籍率、留年率、GPA分布状況、修得単位・成績分布状況、授業アンケート、学修ポートフォリオ、資格・免許取得数、等
- ◆正課外・課外活動実施成果・留学歴、留学体験学生成績調査、インターンシップ（キャリア実習）参加歴、ボランティア活動参加歴等 ◆卒業時・卒業後の状況・卒業論文・卒業制作・卒業研究、学位授与数・率、就職率・就職内容、卒業時学生満足アンケート、卒業時進路調査、進路先（企業・団体等）への調査アンケート等

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

→学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

学期ごとに授業アンケート（中間：任意。期末：必須）を実施し、内容を集計後、教員に集計結果のフィードバックを行い学生に必要なに応じて説明しているほか、教育内容・方法の改善に活用している。各授業科目に対するアンケート結果は、Web ポータルで授業担当教員が閲覧できるようになっており、学生一人ひとりの意見・要望に真摯に耳を傾け、教育内容や方法の改善に活用し、授業改善に取り組む。さらに学期末には、これを基に各教員は所見、改善点などを「授業改善報告書」としてまとめ、学長に提出するとともに次学期の授業に向けた改善を行う。

一方、FD委員会においては、アンケート集計結果の全体的分析を行うとともに、授業アンケートの効果的な実施方法や内容について継続的に検討し、学生・教員双方にとってより充実した教育環境を実現することに努めている。

その他、主にゼミ担当教員・クラスアドバイザーによって個別の学修指導が日常的に行われているが、学生個々の取得単位数や成績、学修計画書「BE the ONE シート」につい

では、学内の Web ポータルで担当教職員が閲覧することができるようになっており、担当教員が学生にフィードバックを行い、履修指導を含む学修指導の改善につなげている。

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では 3 つのポリシーが策定されており、大学ホームページ、キャンパスガイドブック、シラバス等に記載され、学内外に周知されている。本学は進級制度は取っていないが、単位認定および卒業認定についてディプロマ・ポリシーを踏まえて実施されている。またカリキュラム・ポリシーも同様にディプロマ・ポリシーを踏まえ定められ、周知されている。

基盤教育科目については、令和 4（2022）年度より教職協働組織である共通教育開発センター（CSD）が企画運営を行っており、企画運営本部会議、各教授会、関連委員会に委員として参加し、教養教育に関する報告・提案を行っている。特に地域の自治体・企業・団体等と連携して実施する PBL 型授業として「プロジェクト演習」を平成 30（2018）年度後期から実施し、これまで 7 年間で 30 以上のプロジェクトを実施し、第 IV 期中期計画の目標である本学が「地域の国際・学術・創造拠点」となり、学生の『自由・自主・自律・個性尊重の人間教育』に資する取り組みとなっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学が年に一度開催する地域懇談会において、「AI は人間ではないので、感性の面ではまだまだ足りないと感じている。そのような観点も含めた AI 教育の取り組みを考えてほしい」、また「各学科の学びにおいては、地域連携、地域活性化、地域の課題解決などに資する学びをさらに展開してほしい」といった要望が出された。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

AI と人間の共生については、今後社会全体が取り組む必要がある課題である。本学では、令和 9（2027）年度開設予定のデジタル情報学科（仮称）において、その観点から AI に関する深い学びを提供する予定としている。

また地域連携や地域活性化、地域の課題解決については、これまで CSD が主体となり全学部・学科所属の学生が横断的に参加できる課題解決型科目として「プロジェクト演習」を開設以来 30 以上展開している。本学の教育の基本方針である「実学主義」「国際主義」「地域主義」に則って、今後も地域の諸課題の解決に貢献し、地域を活性化するよう同授業を中心に全学的教育を展開する。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

→学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。

学校教育法の改正に伴い、学則を改訂し、学長の校務に関する決定権を明確化している。学長は、定例および臨時の全学教授会で議長を務め、教育・研究に関する事項について教授会の意見を聴いた上で最終判断を行っている。

大学の意思決定と業務執行に関しては、学長のリーダーシップを支える補佐体制として「企画運営本部会議」を設置しており、副学長、学部長、学科長、共通教育開発センター長、大学事務局長らが構成員となり、毎月会議を開催して大学運営の重要事項を検討している。また、集中して取り組まなければならない特別の課題に対応するため、「羽衣国際大学 学長特別補佐設置に関する規程」を設けて学長特別補佐を任命している。

さらに、学長任命による各種委員会や必要に応じた学長直轄の委員会・ワーキンググループが設置され、委員会規程に基づき議案の審議・報告が行われることで、大学全体の意思決定と情報共有が確実に行われている。

これらの体制と規程整備により、学長は大学の意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを発揮している。

②権限の適切な分散と責任の明確化

→大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

→教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

本学では、大学における意思決定の権限と責任の所在を明確化するため、平成 27 (2015) 年 4 月 1 日施行の学校教育法第 92 条・第 93 条の改正に即して、学則及び関連規程を整備した。具体的には以下の通りである。

<学長・副学長の権限>

- ・学長は学則第 7 条第 1 項により大学の校務を総括し、所属教職員を統督する権限を有することを明示した。
- ・副学長の権限及び機能も規程に明示し、学長を補佐する形で業務執行の責任を担うことを明確化した。

<教授会の位置付けと役割>

- ・教授会規程を改正し、入学・卒業・課程修了・学位授与、教学に関する重要事項、学生処分手続き等について意見を聴く場としての機能を規定した。
- ・教授会への意見聴取が必要な教育研究に関する重要事項は、学則及び学長裁定により事前に明確化され、規程管理システム等を通じて周知している。

<企画運営本部会議>

- ・学長、副学長、学部長、学科長、共通教育開発センター長、大学事務局長・次長で構成され、大学運営に関する重要政策・予算・決定事項の審議及び権限委譲に基づく執行を行う（学校法人羽衣学園事務分掌規程）。
- ・月1回定例開催され、審議後、学長が最終決定を行い、教授会・職員会議で速やかに説明し、全学的な理解と周知を図っている。

<全学・学部教授会>

- ・全学教授会（全学部教員及び共通教育開発センター教員）と学部教授会を月1回定例で開催。
- ・全学教授会では学長等から、学部教授会では学部長・学科長等から教学方針や企画運営本部会議の審議内容が報告され、構成員から意見や提案を聴取することで、トップダウン・ボトムアップ双方で意思決定が行われる。
- ・共通教育開発センター及び各種委員会の報告も教授会で行い、教育・研究事項の共通理解を促進している。

本学は、以上のように学則・規程・会議体制を整備することにより、権限と責任の所在を明確化し、教授会等が適切に機能する体制を構築している。これにより、小規模校の長所を活かした機動的な組織運営を行い、恒常的な教育研究の改善に努めている。

③職員の配置と役割の明確化

- 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。
- 職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

本学の事務組織および職務領域は、「学校法人羽衣学園事務分掌規程」により明確化されている。大学事務局は、事務局長および事務局次長の管理の下、以下の各課で教育研究活動および学生支援のための業務を遂行している。

- ・教務支援課：カリキュラム運営、科目履修や授業のサポート、教職等実習の支援
- ・学生支援課：課外活動（クラブ・サークル、ボランティア等）、留学生支援、奨学金関連業務
- ・キャリア支援課：就職・進路指導、インターンシップ、キャリア教育支援
- ・スポーツ振興課：スポーツ活動における人材育成および地域貢献の支援
- ・学術情報・地域連携課：図書館利用支援、地域連携活動支援、教員の研究支援
- ・入試広報課：学生募集、入試広報、オープンキャンパスの運営
- ・総務課：財務・会計、学費管理、施設設備管理

また、海外留学支援や資格取得支援、全学共通基盤教育を担当する共通教育開発センター（CSD）を設置しており、各部署には専任職員のほか、嘱託職員、派遣職員、アルバイト職員、業務委託職員を適切に配置し、それぞれの職務を遂行している。さらに、法令で定められた人数の助手を学科に配置し、実習・演習を円滑に実施している。

本学では「学校法人羽衣学園 職務権限規程」により、管理職の職務権限と責任体制を明確化しており、各種委員会には関連部署の職員を配置して教職協働の取り組みを推進し

ている。教授会の内容については、全専任職員が出席する職員会議で事務局長から説明を受け、課題の共有および職員からの提案を積極的に反映して教学マネジメントの構築に努めている。さらに、大学事務局長、事務局次長、共通教育開発センター長、各課長等による職制会議を月1回定例で開催し、課をまたがった協力体制による業務遂行を図っている。

職員採用は「羽衣国際大学 専任等職員採用に関する内規」に基づき、公正かつ厳格に行われている。昇任・昇格については、事務局長および事務局次長が職員の年齢や事務局全体の人事バランスを考慮した原案を作成し、学長および法人本部の決裁を経て実施している。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置
→設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

令和7（2025）年度現在の本学の専任教員数は52名、うち教授数が27名であり、本学の収容定員及び学科の種類に照らして、大学設置基準で定められた基準に基づき、必要専任教員数、教授数とも確保しており、適切に配置されている。

→教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用や昇任の方針に基づく規則として、「学校法人羽衣学園任免規程」「羽衣国際大学教員資格審査規程」が整備されており、それらの規程に基づき、適切な教員採用及び昇任の運用が行われている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
→教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

教育内容、教育の質保証等の改善のための組織的な研修等について、FD委員会の主導のもと全専任教員、非常勤教員を対象に年2回（春・夏）のFD・SD研修会を実施している。また、このFD・SD研修会には、その名称にもある通り、学修支援に関わる専任職員を中心に基本的に業務に支障のない限り全職員が参加することとしており、教職協働の研修会として開催している。

特に、本学の教育DXの取り組みである「小規模私立大学のDX教育モデル基盤構築」プロジェクト（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）は、コロナ禍を背景とする令和2（2020）年度のオンラインを活用した学修支援や教育実践の経験交流から発展したものであり、デジタル技術を活用した授業改善の取り組みは現在も継続的に行っている。

さらに、授業相互参観制度を設けており、授業改善に向けた教員間ならびに教職員間のコミュニケーション・情報共有を促進しつつ教育方法の改善に力を注いでいる。令和4（2022）

年度からは、参観後に提出するレポート（振り返りシート）の様式について点数評価を削除し、自由記述に重点を置くことによって簡素化し、令和5（2023）年度からは、それまで各学科が中心となり決めてきた公開授業科目を、原則として専任教員が担当する全講義科目に拡充するなど、より柔軟かつ効果的に行えるよう努めている。

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

→職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

本学では教職員の資質・能力向上に関して、様々な機会を設けて積極的に取り組んできた。職員研修では、新任対象研修会（対象者があある場合に随時）、全職員研修（夏季）、全教職員研修（夏季）が行われ、全職員研修ではテーマに沿って報告、発表などが行われる。

外部団体が実施している各種外部研修については、事務局から各課・センターに研修情報を回覧し積極的に参加することを促しており、それを受けて各職制が業務調整を図り、参加しやすい環境づくりを行っている。また、FD 委員会の主催により毎年 2 回行われている FD・SD 研修は、職員も参加対象としている。特に学生支援、学修支援、キャリア形成支援、地域連携、国際交流、教育 DX 推進などの業務を担当する職員は研修への参加を通して教員との連携を深める機会としている。

さらに、平成6（2024）年度には、「羽衣国際大学専任職員の資格取得等の支援に関する規程」を制定し、職務能力向上のため、関連する資格の取得、修士や博士の学位の取得の支援を行うこととした。

以上のことから、職員の資質・能力向上の機会は適切に整備されていると判断している。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

→快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

本学では、個人研究費規程に基づき専任教員の研究活動推進を目的とした研究費の支給及び助成を実施している。専任教員が自己の専攻する学問分野に関する調査・研究を遂行することを目的とした個人研究費は、令和9（2027）年度に25万円まで増額を目標とする第IV期中期計画の初年度となる令和6（2024）年度に、計画通り前年度から1万円増額し22万円とした。また、科学研究費助成事業（科研費）等の競争的研究資金獲得により個人研究費に追加されるインセンティブ制度が平成25（2013）年度に設けられ、令和6（2024）年度は科研費新規採択者1名、評価Bの不採択者1名、外部団体による競争的研究費の採択者1名の計3名に支給された。

施設・設備面では、個人研究室が各専任教員に用意されており、研究室には電話機のほか情報コンセント、IP アドレス、LAN ケーブルが設置されている。教員には研究活動や業務使用を目的としたノート PC を各 1 台支給し研究活動の環境を整備している。

科研費の間接経費は採択者所属部署等の研究環境・条件の整備のほか、図書館などの共同研究環境の整備に使用された。

科研費の申請数及び採択数の増加を図るために応募手順及び申請書類作成支援の手順を令和元（2019）年に見直し・整備をおこない、一定の成果を得ていたが、令和4（2022）年度に科研費公募要領の大幅変更があった。申請スケジュールが約1か月早期化されたことに伴い、令和5（2025）年度科研費への申請数が大幅に減少した。これを受けて次年度に向けて申請スケジュールの早期化したことの周知徹底を行った。これに並行して新たな申請者数の増加が見込めるように申請書類支援策の拡充を進め、令和6年度に申請作業を行う令和7年（2025）度科研費の公募には8件の応募があり、スケジュール早期化前の水準をわずかであるが超えた。採択数についても毎年採択者が出る状況が続いている。

将来的な展望として検討を行っている大学院開設とURA部局設置を視野に入れ、令和2（2020）年度に同課でRA、機関リポジトリ、researchmapに関するSD研修をおこない機関リポジトリ、researchmapを令和4（2022）年度に辞し史運用を続けている。同課の研究支援担当の職員は研究支援及び競争的研究支援獲得に関する知識の更新・拡充するため、各種研修会に参加しており、令和6（2024）年度は計7回のオンライン研修・説明会に参加した。また科研費を申請する教員及びそれに携わる教職員に羊土社主催「科研費獲得ウェビナー for 2025」のオンデマンド配信セミナー《実例からつかむ、より良い申請書の書き方と応募戦略》の受講を義務付けた。

②研究倫理の確立と厳正な運用

→研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

本学では公正な研究活動を全学的に推進するために大学独自に「研究ガイドブック」を作成し、専任教職員全員に配布しホームページにも掲載している。本誌は、研究活動の行動規範から不正行為・不正防止計画、研究倫理教育・研修、研究倫理遵守のための各種規程、本学における研究支援まで、研究倫理推進に必要となる知識と本学の政策を1冊にまとめた冊子である。法改正や本学の規程・政策改正等に伴い1～3年に1回改訂しており、直近では令和5（2023）年度に大幅に拡充・改訂した。

令和6（2024）年度の研究倫理研修の一環として、(株)エデュースの研究倫理に関するテキストを全専任教職員に配信した。携る研修内容は、教員は専攻・学科別プログラムを、職員は共通プログラムを学術情報委員会で選定し、11か月の期限を決めて受講した。

令和5（2023）年度より競争的研究資金の使用に関する内部監査制度を整備し、監査の実施を行っている。また、文部科学省による競争的研究資金取扱いの不正防止のための「体制整備自己評価チェックリスト」の監査を法人漢字2名により実施され、公的研究資金の校正的使用の整備拡充を図った。

③研究活動への資源の配分

→研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援とRA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。

令和4（2022）年度に整備した「競争的資金に係る間接経費の取扱規程」に則り、令和5（2023）年度以降科研費間接経費の使途計画は学内公募制を導入している。申請資格者

は、競争的研究費の交付を受けている研究者をはじめ、学内部局長に限定され、申請された希望使途・金額の適正性を統括管理責任者及び学術情報委員長、学術情報・地域連携課長が確認した上で使用計画原案を作成し、学術情報委員会及び企画運営本部会議にて審議のうえ、最高管理責任者及び研究者に使用計画の報告・通知が行われた。

→研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

教員の研究分野に関連する外部団体等による研究助成事業募集を教員に対して広く周知し、応募の機会を創出することで研究に係る外部資金の獲得に努めている。

【基準5の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学則・規程・会議体制を整備することにより、権限と責任の所在を明確化し、教授会等が適切に機能する体制を構築している。小規模校の長所を活かした機動的な組織運営を行い、恒常的な教育研究の改善に努めている。

全学教授会では学長等から、学部教授会では学部長、学科長等から教学に関する方針や方向性及び企画運営本部会議で審議された内容が報告されるとともに、各構成員からも意見や提案を聴き、意思の疎通がはかれるようになっている。職員においても、全職員が参加する職員会議でも意見聴取するなど、あらゆる大学の課題への参画を意識させ、教職協働で取り組みを進めるための意識形成を行うなど、小規模校の長所を活かした機動的な組織運営を行っている。

教職員の資質・能力向上のために全教職員研修やFD・SD研修を開催し学生支援、学修支援、キャリア形成支援、地域連携、国際交流、教育DX推進など機会を通じて理解を深めている。

専任教員が自己の専攻する学問分野に関する調査・研究を遂行することを目的として支援体制を整えている。競争的研究資金獲得により個人研究費に追加されるインセンティブ制度を設け、科研費などの競争的研究費を複数採択されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基準5について、自己点検・評価及び外部による評価において特に課題とされた事項はなかった。本学は大阪南部に位置する小規模大学で現在は2学部4学科体制で、比較的学びの分野が広い。また、留学生の比率も高くなりつつあり、留学生に対する教員・職員の専門性とグローバル化への対応が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後の新生に占める留学生の比率は高まることが予測されるので、留学生の教学上の教育・生活指導をワンストップで対応できる部署の新設が必要である。また、留学生の母国も多様化しており彼らの満足度を高める体制を整える。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

→組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実にやっているか。

本学園では、学園の経営規律の基本となる規程、組織倫理に関する規程として、「寄附行為」「組織規程」「事務分掌規程」「経営倫理綱領」「経理規程」「公益通報者保護等に関する規程」等を定め、それぞれの規程のもとに経営の規律を正し、誠実に大学運営を行っている。

→法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。

教学マネジメント指針を参考に、寄附行為及び財務情報などを含む情報の公表を法令などに基づき、規程システム等で閲覧できるようにしているほか、私立学校法第 47 条及び第 63 条の 2、学校教育法施行細則第 172 条の 2 関係、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 関係などの諸法令で公開が義務付けられている諸情報をはじめ、財務情報、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等は、ホームページの「情報公開」で広く学内外に公表している。

→法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。

令和 6（2024）年 8 月 2 日に内部統制システム整備の基本方針を制定し、経営に関する管理体制、リスク管理に関する体制、コンプライアンスに関する管理体制、監査環境の整備について定め理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体勢を整備した。

②環境保全、人権、安全への配慮

→環境や人権について配慮しているか。

環境保全として教室のLED化や電力デマンド監視システムを導入して最適な電気管理を行っている。令和4（2022）年度に法人として大阪府脱炭素経営宣言登録制度に登録し、令和5（2023）年度において主な教室と講義棟（1号館）・実験実習棟（3号館）および研究室、校舎外照明をLED照明の更新が完了した。

また、本学では日本国憲法に定める基本的人権、自由権、社会権、受益権、平等権等を遵守し、教職員が正しい理解を共有できるよう、人権問題委員会を設置し、委員会において啓発パンフレットを作成配布し、定期的にハラスメント等に関わる研修会を開催しているほか、学生及び教職員のハラスメント相談窓口を設け、キャンパスガイドブックおよびリーフレットを通して周知しており、人権に対する配慮を徹底している。

令和6（2024）年度においては、2月26日に「アカデミック・ハラスメントの解決～学生指導における事例を中心に」というテーマで教職員対象人権研修会を開催した。

ハラスメントに該当する事案が発生した場合は、関係委員会による調査・調停を行う体制が整えられている。

安全への配慮としてすべての教職員の職場における安全と健康の確保、そして快適な職場環境の形成を目的として、労働安全衛生法第19条に基づき安全衛生委員会を設置している。

→学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

学生と教職員の安全への配慮として、危機管理規程に基づき、有事の際は学長を本部長とする危機管理対策本部がただちに設置される体制が整備されている。

危機管理マニュアルも整備されているほか、災害対策本部運営要綱、消防計画、警備規程、警備規程細則等の諸規程等の整備もされており、毎年避難訓練も実施されている。

「火災に対する心得」「地震に対する心得」などがキャンパスガイドブックに記載されているほか、学生及び教職員に災害時の安否確認システムを導入し、事例が発生した際を想定した安否確認システムの操作確認訓練を定期的に行っている。令和6（2024）年度から安否確認システムを導入し、実際に発生した際に操作に迷わないためにシステムの運用テストも実施しており、学生も参加した消防避難訓練および防災訓練も実施し、教職員に対してAEDの操作を学ぶための一次救命処置の講習を行い、学生への危機管理意識の啓蒙に努めている。

また、毎年予算を計上して飲料水、簡易トイレ、エマージェンシーブランケット等を備蓄し、令和6（2024）年度は、ヘルメットや長期保存生理用品を購入し、災害時の備蓄品整備を継続して行っている。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

→使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。

令和7（2025）年4月1日に改正される私立学校法に向けて、本学でも「学校法人羽衣学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）の変更に向けて、理事、監事、評議員の権限分配の明確化、執行の監視・監督の役割分離をするなど体制を整備し、適切な運営を行えるよう関係諸規程の整理を行なった。

→理事会の運営を適切に行っているか。

理事会は、原則月1回開催し、寄附行為に定める役員の選任・解任及び退任決議や将来計画のほか、寄附行為施行細則第3条に定める予算、決算、規程の制定・改正等重要事項について審議決定している。

令和7（2025）年4月1日の私立学校法改正に伴い、本法人においてはあらたに理事会運営規程を制定し、理事会の役割、権限および体制をより明確にし、適切な理事会運営を行う準備を整えた。

→理事の選任を適切に行っているか。

理事の選任については、寄附行為第6条に第1号理事として羽衣国際大学の学長、第2号理事として羽衣学園中学・高等学校の校長、第3号理事として評議員のうちから評議員の互選によって定められた者2人、第4号理事として学識経験者のうち理事会において選任した者6人以上8人以内と規定し、合計12人（第1号理事1人、第2号理事1人、第3号理事2人、第4号理事8人）の理事が規程に従い適切に選任されている。

令和7年4月1日において一部改正される寄附行為では、第7条に第1号理事として羽衣国際大学の学長、羽衣学園中学・高等学校の校長、第2号理事として学長・校長以外に理事会において選任した者（8名以上10名以内）と規定されており、今後あらためて理事が規程に従い選任されることとなる。

②使命・目的の達成への継続的努力

→大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

本学は、「学校法人羽衣学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第17条において理事会を本法人の最高意思決定機関として明確に位置付け、理事会は、寄附行為第5条及び第6条の規定により選任された内部理事6人と外部理事4人（企業経営者2人、卒業生1人、本法人教職員出身者1人）の計10人で構成している。また、理事会には寄附行為第13条第1項第7号により1～2人の監事が出席し、理事会の運営状況や各理事の業務執行状況を把握するとともに、必要に応じて法人の業務又は財産の状況について意見を述べており、特に毎年の決算報告においては、入念な監査の実施とともに監査報告書の提出を行っている。理事の選任については、寄附行為第6条に第1号理事として羽衣国際大学の学長、第2号理事として羽衣学園中学・高等学校の校長、第3号理事として評議員のうちから評議員の互選によって定められた者2人、第4号理事として学識経験者のうち理事会において選任した者6人以上8人以内と規定し、合計10人（第1号理事1人、第2号理事1人、第3号理事2人、第4号理事6人）の理事が規程に従い適切に選任されている。理事会は、原則月1回開催し、寄附行為に定める役員を選任・解任及び退任決議や将来計画のほか、寄附行為施行細則第3条に定める予算、決算、規程の制定・改正等重要事項について審議決定している。常務理事会は、理事会の円滑な運営を図る機関として、理事長、常務理事6人（学長、中高校長、副学長、学長特別補佐、中高副校長、法人事務局長）と構成員7人（大学現代社会学部長、大学人間生活学部長、高等学校教頭、中学教頭、大学事務局長、中高事務長、大学事務局次長、中高事務次長）から構成され、「学校法人羽衣学園 常務理事会規程」に則り、原則月1回開催し、理事会からの委任事項の審議決定及び理事会への議案整理を行っている。評議員会は、定例評議員会（5月・3月）を含め年間3～4回開催し、寄附行為第23条にある諮問事項に答えるとともに同第24条の意見具申を行

う。

理事会の成立に当たっては、寄附行為第17条第10項で理事会成立の理事出席者数を定め、同条第11項において「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者」とすることが規定されている。その書面については審議事項の議案毎に「1 賛成、2 反対、3 保留」を選択することにより、書面出席者の意見等を反映できるように適正に運営している。令和6(2024)年度における、理事の理事会への出席率は平均95.3%、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者(委任状出席)を含めると100%となり、良好な出席状況の下、理事会は適切に運営されている。以上のように、寄附行為をはじめとする各規程に沿って、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整備され、適切に機能している。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

→意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。

評議員会は、定例評議員会(5月・3月)を含め年間3~4回開催し、寄附行為第23条にある諮問事項に答えるとともに同第24条の意見具申を行っている。

→教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

各学校部門において定期的に教職員と管理職との会議を開催し、課題や提案などについて協議し、月に1回開催している大学・法人事務局連絡会議にて情報の共有をしている。

②評議員会と監事のチェック機能

→評議員の選任を適切に行っているか。

評議員の選任については、寄附行為第25条及び寄附行為細則第22条~第25条に規定の通り適切に選任しており、令和7(2025)年4月1日の私立学校法改正に向けてはあらたに評議員会運営規程を制定し、評議員会の役割、権限および体制をふまえた評議員の選任を行う準備を整えた。

→評議員会の運営を適切に行っているか。

評議員会については、寄附行為第4章で「評議員会及び評議員」と題して第20条~第27条、及び寄附行為施行細則第4章「評議員」として第22条~27条にその業務内容等を規定しており、寄附行為第23条の理事会諮問事項に意見を述べるため、定例評議員会、臨時評議員会合わせて年間3回から4回開催し、適切に運営している。

評議員会は、寄附行為第20条第2項により、「21人以上33人以下の評議員をもって組織する」と規定され、現員25人で組織している。25人の選任内訳は、寄附行為第25条に準拠し、1号評議員は8人、2号評議員は6人、3号評議員は11人で、うち学外評議員は11人で学

内者に偏ることなく、男女比も12：13でバランスの良い構成となっており、十分なチェック機能を果たしている。

令和6（2024）年度の評議員会への出席率は平均 93.4%、書面をもってあらかじめ意思を表示した者（委任状出席）を含めると 98.4%となり良好である。委任状出席の委任方法は、諮問事案ごとの意思表示を求める形式になっている。

令和7（2025）年4月1日の私立学校法改正に伴い、本法人においてはあらたに評議員会運営規程を制定し、評議員会の役割、権限および体制をより明確にし、適切な評議員会運営を行う準備を整えた。

→監事の選任を適切に行っているか。

監事の選任については、寄附行為第 12 条に規定の通り適切に選任しており、令和 6 年度においては令和 7（2025）年 4 月 1 日の私立学校法改正に向けて監事監査等職務規程を定め、新しい私立学校法及び寄附行為と齟齬が無いよう精査した。

→監事は、監事の職務を適切に行っているか。

監事の職務については、寄附行為第 13 条に規定の通り適切に行っており、令和 7 年 4 月 1 日の私立学校法改正に向けて令和 6（2024）年 10 月 25 日にあらたに監事監査等職務規程を制定し、監事の職務権限、監事監査、監事監査以外の職責、監事職務体制の整備について整理した。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

→大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。

安定した財務基盤の確立には、安定した学生生徒数の確保が大前提となる。学生募集については、基準 3-1 でも述べてきた様々な努力の結果、大学の入学者数及び在籍者数は表 6-4-1 の通りとなり、平成 29（2017）年度は前年度に引き続き 2 学部合計で入学定員数を確保し、その後も令和 2（2020）年度まで入学者が増加し、入学定員数を確保し続けてきた。その結果、安定した学生生徒等納付金収入が確保できていたが、国の進める入学定員厳格化の政策に従い、令和 3（2021）年度は入試判定においても厳しい判断を行った結果、新型コロナウイルスの流行の影響もあり 259 人と大幅に入学者数が減少し、定員割れを起こすに至った。この事態を重く受け止め、令和 4（2022）年度入試においてその是正と調整を行い、同年度入学者は 280 人と、まだ入学定員充足には一步及ばなかったが、前年度に比べて大幅に回復し、更に令和 5（2023）年度については 329 人、令和 6（2024）年度は 331 人と入学者数が大きく増加したが、令和 7（2025）年度は 310 人と若干減少した。

表 6-4-1 入学者数（各年度 5 月 1 日時点）（単位：人）

年度 学部	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
現代社会学部	175	175	178	202	208	187
人間生活学部	148	84	102	127	123	123
計	323	259	280	329	331	310

令和元(2019)年度以降の年間の流動資金・特定資産の残高状況は、以下の表 6-4-2 に示すとおり、令和 4 年度までは順調に増加して来たが、令和 5 年度は中学・高等学校における耐震化工事での資金需要があり支出超過となった。ただ、翌年度繰越支払資金としては令和 3 年度末並みを維持しており、ほぼ安定している状況である。

表 6-4-2 法人全体 流動資金及び特定資産の推移（単位：千円）

年度 区分	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
前年度繰越支払資金	1,459,726	1,529,396	1,885,966	2,077,112	1,834,925
当年度資金収支差額	69,670	356,570	191,146	△242,187	573,799
翌年度繰越支払資金	1,529,396	1,885,966	2,077,112	1,834,925	2,408,724
前年度繰越特定資産	926,174	1,006,062	1,109,331	1,218,681	1,329,962
当年度増減	79,888	103,269	109,350	111,281	511,860
翌年度繰越特定資産	1,006,062	1,109,331	1,218,681	1,329,962	818,102

②収支バランスの確保

→収入と支出のバランスが保たれているか。

大学の事業活動収支状況も概ね順調であり、基本金組入前当年度収支差額は表 6-4-3 のとおり、平成元(2019)年度以降の直近 5 ヶ年では、大学全校舎の外壁を全面リニューアルする大規模補修工事を行った令和 2(2020)年度に一時的にマイナスとなったものの、翌令和 3(2021)年度には再びプラスに転換し、総じてプラス基調で推移している。当年度収支差額においても同様に、令和 2(2020)年度にマイナスとなったが、それ以外の年は、平成 29(2017)年度以降、令和 4(2022)年度まで全てプラス基調で推移して来た。ただ、令和 5(2023)年度については、人件費や管理経費増による教育活動収支の悪化や、施設設備補助金の減額による特別収支の悪化もあり、基本金組入前当年度収支差額でも黒字額は大幅に減少しており、基本金組入額を考慮した当年度収支差額ではマイナスに転じ、

羽衣国際大学

この傾向は令和 7 (2025) 年度まで続くと見ているが、令和 8 (2026) 年度からは学生数の回復が見込めることから改めてプラス基調に転じるものと見込んでいる。

表 6-4-3 大学 事業活動収支 (単位：千円)

年 度 区 分	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
教育活動収支差額	△97,091	187,729	102,960	△1,329	14,499
事業収入の部計	1,732,131	1,726,281	1,668,884	1,658,639	1,698,939
事業支出の部計	1,829,222	1,538,552	1,565,924	1,659,968	1,684,440
教育活動外収支差額	△2,135	△1,965	△1,734	△1,457	△710
事業収入の部計	37	16	17	17	550
事業支出の部計	2,173	1,982	1,751	1,473	1,260
特別収支差額	7,826	40,279	45,382	12,780	1,574
事業収入の部計	10,079	51,906	52,248	13,614	2,969
事業支出の部計	2,253	11,627	6,866	833	1,396
基本金組入前当年度差額	△91,400	226,042	146,607	9,994	15,363
基本金組入額	△83,581	△150,763	△100,562	△115,711	△80,042
当年度収支差額	△174,981	75,280	46,045	△105,717	△64,679

法人全体の事業活動収支も、表 6-4-4 のとおり、大学全校舎の大規模補修工事により令和 2 (2020) 年度のみ基本金組入前当年度収支差額、当年度収支差額ともマイナスとなったが、基本金組入前当年度収支差額は翌令和 3 (2021) 年度以降は再びプラスに回復している。当年度収支差額は、同様に翌令和 4 (2021) 年度にプラスに転じたが、令和 5 (2023) 年度から基本金組入額が基本金組入前収支差額を上回っていることから、当年度収支差額がマイナスとなっている。

表 6-4-4 法人全体 事業活動収支

(単位:千円)

区分	年度	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
教育活動収支差額		△25,976	310,809	226,544	37,513	40,160
事業収入の部計		3,156,933	3,279,324	3,255,438	3,364,715	3,325,533
事業支出の部計		3,182,910	2,968,515	3,028,894	3,327,202	3,285,373
教育活動外収支差額		△12,577	△11,601	△10,619	△8,966	△9,952
事業収入の部計		214	221	177	730	2,746
事業支出の部計		12,791	11,821	10,796	9,696	12,699
特別収支差額		30,324	41,194	75,728	91,636	40,469
事業収入の部計		33,105	54,006	83,151	121,230	56,084
事業支出の部計		2,781	12,812	7,423	29,594	15,615
基本金組入前当年差額		△8,229	340,403	291,653	120,183	70,676
基本金組入額		△310,237	△268,915	△219,067	△248,108	△349,632
当年度収支差額		△318,467	71,488	72,586	△127,925	△278,956

→外部資金の導入の努力を行っているか。

外部資金である補助金の獲得については、文部科学省の私立大学等改革総合支援事業を始め、日本学術振興会の科学研究費助成事業など、様々な採択制補助金を獲得している。

特に令和 2 (2020) 年度には、文部科学省の助成事業「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」に採択され、国から約 1 億円弱の外部資金を獲得し、それらの資源を有効活用して、大学の DX (デジタル・トランスフォーメーション) 化の推進など、使命・目的及び教育目的の達成のため、教育環境の充実を図っているほか、令和 7 (2025) 年度には、同じく文部科学省の大型補助事業「大学・高専機能強化支援事業」に選定され、令和 9 (2027) 年度開設予定のデジタル情報学科 (仮称) の設置に向けて、着々と準備を進めている。

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

→中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

本学におけるこれまでの中期計画の経緯は、次のとおりである。

少子化の影響により入学者数が減少し、法人における帰属収支が2年連続赤字となったことから、平成20(2008)年10月に文部科学省学校法人運営調査委員による中長期財務計画書作成指導が行われ、「学校法人羽衣学園経営改善計画」(平成21(2009)年度～平成25(2013)年度)を策定、提出した。これを学内では「第Ⅰ期中期計画」と位置づけ、大学部門では、教学内容の魅力化を柱とする教学改革に取り組み、中学・高等学校では計画の最終年度に男女共学化に踏み切り、計画当初の財務目標(改正前の学校法人会計基準による「帰属収支の2年連続黒字化」)を達成することができた。

平成26(2014)年度からは第Ⅱ期中期計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)の策定を行い、大学部門ではコース再編やカリキュラム改編等、引き続き大幅な教学改革による魅力化を図った。その結果、平成28(2016)年度には入学者281人と入学定員充足を実現し、その後も平成29(2017)年度は294人、平成30(2018)年度は311人、令和元(2019)年度は319人、令和2(2020)年度は323人と、計画期間中の5か年において、右肩上がりの入学者を確保した。中学・高等学校においても、男女共学化による生徒数の増加があり、大学と併せて学生生徒等納付金収入の増加により、財務基盤の安定に貢献した。

令和2(2020)年度には、第Ⅲ期中期計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)を策定し、計画の主要な柱である大学DX計画の推進等に取り組んでいたが、コロナ禍における世界的な半導体不足によりサーバーの納入が大幅に遅れ、計画通りの進捗が進まなかったこと、また令和4(2022)年度から大学の学長が交代し、新学長の下で学科再編を含めた様々な事業の抜本の見直しを進めていること、更には令和5(2023)年度に当法人が創立100周年の節目の年を迎えることなどから、令和4(2022)年度の理事会決議を経て、第Ⅲ期中期計画は、令和3(2021)年度から令和4(2022)年度の2ヶ年計画に短縮することとし、改めて令和5(2023)年度からは令和9(2027)年度までの第Ⅳ期中期計画を策定した。また、中期計画の年度と合わせた5ヶ年の財務シミュレーションも策定した。(令和5(2023)年度以降も中期計画の年度毎の実績評価や必要に応じ次年度以降の見直しを実施し)、それに合わせて5ヶ年の財務シミュレーションの見直しと延長を行った上で、適切な財務運営の継続を図っている。

本学においては、このような中期的な計画に基づき適切な財務運営を行っているところである。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

- 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。
- 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

本法人の会計は、「学校法人会計基準」に基づき、「私立学校法」及び「私立学校振興助成法」その他の関連法令に即して制定された「学校法人羽衣学園経理規程(以下「経理規

程」という。）」「学校法人羽衣学園経理規程施行細則（以下「経理規程施行細則」という。）」
「学校法人羽衣学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規程に従い、適正に処理している。

各学校部門では、例年 11 月の理事会で審議・決定される「予算編成方針」に基づき、次年度当初予算を作成するが、大学部門では毎年の事業計画に基づき、その事業予算額と前年度・当年度の通常経費を検証した次年度の一般経費予算を加味し、まとめた各学校部門の予算要求書（案）と算出根拠資料を法人事務局に提出する。

法人事務局では、提出された予算要求書を確認調整した上で法人全体の予算原案を作成し、理事長の了解のもと、常務理事会審議を経て、理事会で予算（案）・事業計画（案）を審議し、その承認のもと評議員会への諮問等所定の手続きを経て、理事長が 3 月末までに次年度予算を成立させる。

承認された予算の執行は、「経理規程施行細則」等に規定された委任限度者の承認権限及び承認経路等の確認を取りながら「経理規程」等に従い、収入・支出業務を適正に行っており、勘定科目及びその配列は学校法人会計基準に準拠している。予算の執行状況は、各学校の経理部門において前年度の実執行との比較及び当年度予算に対する執行率等を常に把握し、適正な運用に努めているが、毎年度 11 月に法人事務局から各学校部門に予算の再検証が求められ、予算とかい離のある科目については、必ず補正予算を編成している。補正予算成立までの審議・諮問等の審議体は、前述の当初予算編成時と同じである。

科学研究費補助金については、「羽衣国際大学科学研究費事務取扱規程」等の規程に従い、通帳管理者と物品購入者は異なり、物品購入については研究支援を行っている学術情報・地域連携課が担当し、収支報告書については総務課が検証している。

日常の会計処理においては、毎月 1 回、法人本部が主導して大学・中高・法人本部の会計担当者を集めて「会計月例会議」を行っており、日々の会計業務上の様々な課題や問題等に関して討議が行われ、解決を図っている他、疑問が生じた場合は、顧問契約等を結んでいる公認会計士、税理士等に都度相談し、適切に処理している。

②会計監査の体制整備と厳正な実施

→会計監査人の選任を適切に行っているか。

令和 7（2025）年 4 月 1 日に改正される私立学校法改正において設置が義務付けられる会計監査人について寄附行為の整備を行い、会計監査人の選任、任期、解任など規定し適切に行う準備をした。

→会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

令和 6（2024）年度においては、例年通り公認会計士による会計監査、監事による監査を厳正に実施した。

また、私学法改正年度にあたる令和 7（2025）年度に向けて、寄附行為を整備することで会計監査人の職務を明確にできるように、また、監事監査職務規程を制定し会計監査人との連携等を強化する体制を整備した。

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学校法人羽衣学園では、法人本部が中心となり中高・本部会議、大学・法人事務局連絡調整会議、大学企画運営本部会議などの定期的な会議を通じて各部門間の日常的な情報・課題共有を図り、令和 7 年 4 月 1 日の私立学校法改正に向けて令和 6 年 10 月 25 日に監事監査等職務規程を新たに制定し、監事の職務権限や監査体制の整備を行うとともに、評議員や監事の活動を通じてガバナンスが適切に機能するよう「学校法人羽衣学園ガバナンスコード」を時代に即して定期的に見直し、運営体制の点検と円滑なコミュニケーションの維持に努めている。

令和 5 (2023) 年度の大学事業活動収支においては人件費や管理経費の増加、施設設備補助金の減額により収支が悪化し、基本金組入前の黒字額が大幅に減少、基本金組入後は赤字に転じる状況が令和 7(2025)年度まで続くと見込まれるが、令和 8(2026)年度以降は学生数の回復により収支が再びプラス基調に転じると予測されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基準 6 について、自己点検・評価及び外部による評価において特に課題とされた事項はなかった。本学を含め、いずれの組織においても財政の確実性と健全化は必須である。私立大学における収入源は学生納付金によるところが多くを占めることから定員以上の新入生と在籍学生を確保することを前提としている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 9 (2027) 年 4 月にデジタル情報学科（仮称）の開設を計画している。新入生と在籍学生を確保するため、新学科の開設に伴う本学の知名度の更なる向上と入学者の安定化を計るための各学科の教学の強化と施設のリニューアルを計画的に行う。